

# 習志野市 緑の基本計画

平成19年度(2007年度)~令和7年度(2025年度)  
【令和4年度(2022年度)改訂版】

-自然と人々が共生する緑香るまちづくり-

習志野市  
イメージキャラクター  
「ナラシド♪」



はじめに

習志野市は、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟や里山の残る実籾地区など、豊かな自然環境の保全・活用に努めると共に、香澄公園や秋津公園等、大規模な公園を計画的に整備してきました。また、本市を縦貫し海浜部まで続く幹線緑道であるハミングロードは、交流と憩いの場として多くの市民に親しまれています。

本市では、平成19(2007)年3月に公園緑地の適正な配置や自然環境の保全、都市緑化の推進、緑化の体制づくり等、緑に関する様々な施策を取りまとめた「習志野市緑の基本計画」を策定し、「緑や水辺と共に快適に暮らせるまち 習志野」を目指して、緑の保全・創出・育成に取り組んでまいりました。計画策定から15年が経過し、令和7(2025)年には計画の最終年度を迎えます。

計画策定から8年後の平成26(2014)年度には、地球温暖化問題や少子高齢化の進行などの社会情勢の変化、東日本大震災の発生などを踏まえ計画の改訂を行いました。しかしながら近年では、平成29(2017)年から30(2018)年にかけて、民間活力を活かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法など6つの法律が改正されたことや、新たなまちづくりに向けた市街地開発など、本市を取り巻く緑の環境も変わりつつあります。このことから、改めて緑の現況量を把握・解析し、新たな目標を設定するべく、このたび計画の改訂を行いました。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけとした生活様式の変革により、公園緑地の利用や、求められる機能が大きく変化しつつあります。今後も引き続き、市・市民・事業者が一体となった体系的・総合的な施策を展開し、市民が身近な自然や緑にふれあい、生活の豊かさを実感できる「自然と人々が共生する緑香るまちづくり」を推進してまいります。

結びに、本計画の改訂にあたり、熱心にご審議賜りました習志野市環境審議会委員の皆様及び関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和5年1月

習志野市長 宮本泰介

# 目 次

<b>第1章 計画策定の概要</b>	<b>1</b>
1 緑の基本計画とは	2
2 緑の役割	4
<b>第2章 緑の現状と課題</b>	<b>5</b>
1 習志野市の概況	6
2 習志野市の緑の変遷	8
3 習志野市の緑の現況量	9
4 習志野市の緑の評価	10
5 緑に関する活動	15
6 課題の把握	17
<b>第3章 計画の基本目標</b>	<b>21</b>
1 計画のテーマ	22
2 緑の将来像	23
3 基本方針	24
4 施策の推進方向	25
<b>第4章 緑地の確保目標</b>	<b>26</b>
1 計画のフレーム	27
2 計画の目標	28
<b>第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための配置方針</b>	<b>29</b>
1 環境保全系統の緑地の配置方針	30
2 レクリエーション系統の緑地の配置方針	32
3 防災系統の緑地の配置方針	34
4 景観構成系統の緑地の配置方針	36
5 総合的な緑地の配置方針	38
<b>第6章 実現のための施策の体系</b>	<b>42</b>
1 実現のための施策の体系	43
2 施策の推進方針	64
<b>第7章 保全配慮地区・緑化重点地区</b>	<b>68</b>
1 保全配慮地区の設定	69
2 緑化重点地区の設定	75
<b>第8章 地区別の計画</b>	<b>83</b>
1 谷津・向山地区	84
2 藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地区	85
3 大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷地区	86
4 実花・東習志野・実籾・新栄地区	87
5 袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区	88
<b>第9章 参考資料</b>	<b>89</b>
1 用語の説明	90
2 習志野市緑の基本計画の検討経緯	99

## 第1章 計画策定の概要

# 1 緑の基本計画とは

## (1) 緑の基本計画策定の目的と背景

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、住民に身近な地方公共団体である市町村が中長期的な観点に立って策定する、「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

都市の緑地に関する計画については、「緑のマスタープラン」により進められてきました。しかし、近年の環境問題や自然とのふれあい、レクリエーションに対する市民の関心の高まりに応え、豊かな緑とうるおいのあるまちづくりを進めるため、この計画を強化し、一定の目標の下に、都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する諸施策を総合的・計画的に推進していく必要があります。このような観点から、平成6(1994)年6月の都市緑地保全法(現在の都市緑地法)の改正に伴い「緑の基本計画」が創設されました。

このようなことから、本計画では、公園緑地の適正な配置や自然環境の保全、都市緑化の推進、緑化の体制づくり等、緑に関する様々な施策をとりまとめ、市・市民・事業者が一体となった体系的・総合的な施策を展開することで緑豊かなまちづくりの推進を図ることを目的としています。

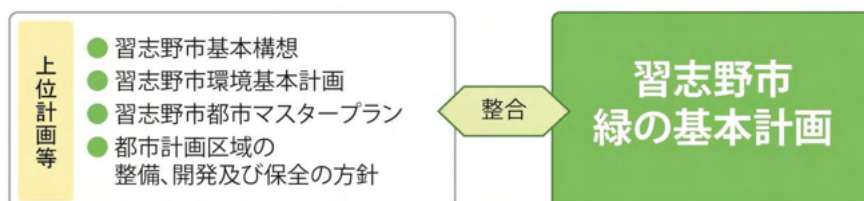
## (2) 計画改訂にあたって

平成19(2007)年3月に「習志野市緑の基本計画」が策定されてから、15年が経過し、令和7(2025)年には計画の最終年次を迎えます。平成26(2014)年度には、地球温暖化問題の顕在化や、少子高齢化の進行等の社会情勢の変化、東日本大震災の発生などを踏まえ、計画のテーマや基本方針、目標年次は継承しつつ、計画の改訂を図りました。一方近年では、平成29(2017)~30(2018)年にかけて、民間活力を活かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法等の6つの法律が改正されたことや、新たなまちづくりに向けた市街地開発など、本市を取り巻く自然環境も変わりつつあります。

このようなことから、改めて緑の現況量を把握・解析し、新たな目標を設定すべく、計画の改訂を行うものです。なお、引き続き計画のテーマや基本方針、目標年次は継承します。

## (3) 緑の基本計画の位置づけ

本計画は、次のような様々な計画に整合を図り、緑地の保全・創出に関する施策等を総合的に示した計画とします。



#### (4) 本計画の対象となる緑

##### ① 緑とは

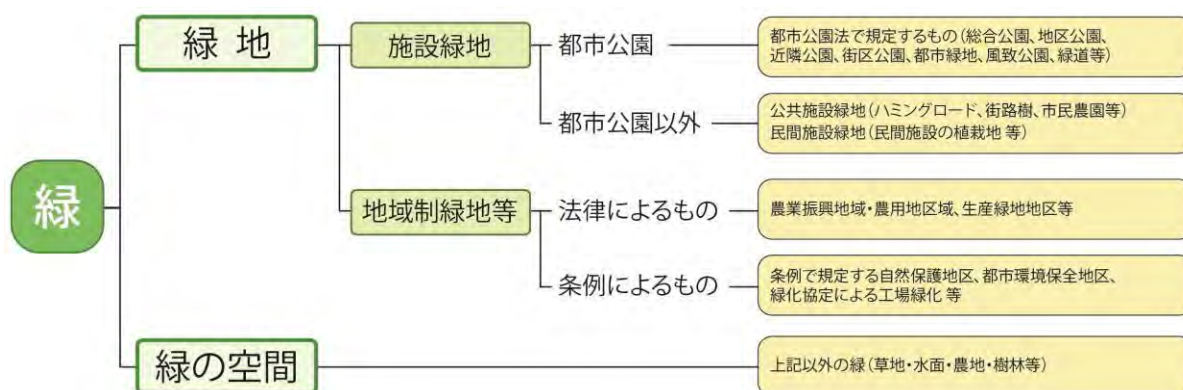
本計画における「緑」は、公園や緑地、道路等の公共空間の緑をはじめ、学校等の公共公益施設の緑、民有地の緑、さらに農地や水辺等を指します。また本計画では、これらを「緑地」と「緑の空間」に分類します。

##### ② 緑地とは

本計画における「緑地」は、法制度及び社会通念的な位置づけにより、「緑」が確保される土地を指し、「施設緑地」と「地域制緑地等」で構成されます。

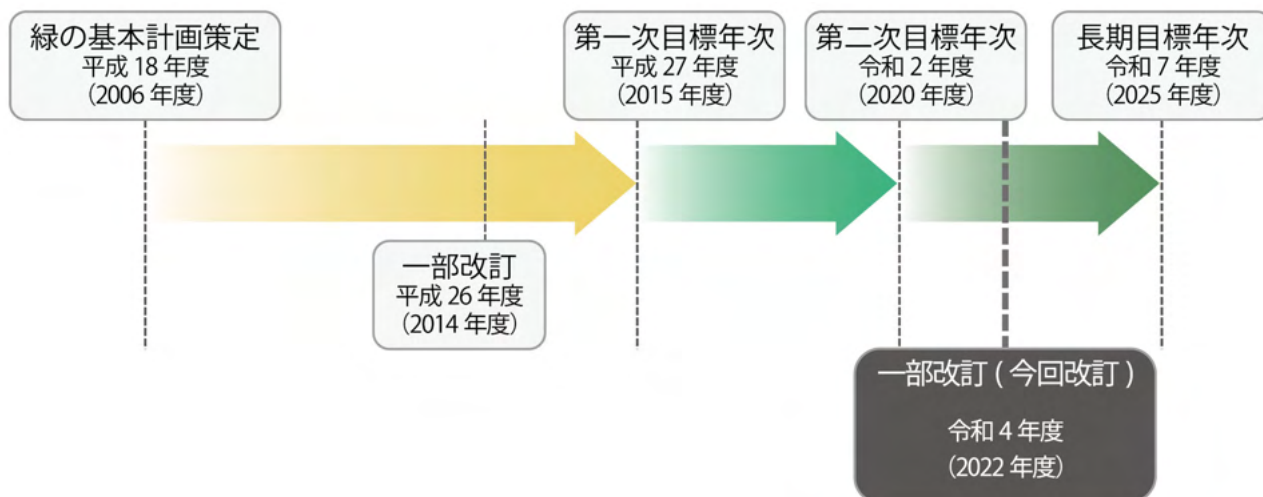
##### ③ 緑の空間とは

本計画における「緑の空間」は、「緑地」に含まれない草地や水面等の緑を指します。



#### (5) 計画の目標年次

計画の目標年次は、次のとおり設定します。



## 2 緑の役割

都市の緑には、次のような役割があります。

### 都市環境の維持・改善

- 酸素の供給
- 二酸化炭素の吸収・大気の浄化
- ヒートアイランド等都市気象の緩和
- 騒音の緩和



### 都市の安全性の向上

- 災害時の一時避難場所・避難路
- 火災の延焼防止
- 消防やボランティアの救援・復旧活動拠点
- 水資源の涵養・都市型水害の軽減・土砂流出等の自然災害の防止

### 都市の自然生態系の保全

- 野生生物の生育地・生息地の確保

### 都市の景観の形成

- 地域の気候・風土に適応した緑の景観の形成
- 四季の変化と多様性のある緑の景観の形成
- ランドマークや史跡等と一体となった景観の形成
- うるおい・彩りのある景観の形成

### レクリエーションの場の提供

- 日常的なレクリエーションの場の提供
- 自然とふれあう機会の創出
- 森林浴等によるリフレッシュ効果



### 環境学習の場の提供

- 身近な環境を学ぶ場の提供

また、習志野市の緑の特徴的な役割として、次のようなものがあります。

### 世界の国々との協力のもとでの 環境保全・再生

- 谷津干潟を中継点とする渡り鳥のための環境づくり
- オーストラリア・ブリスベン市との湿地交流の継続

## 第2章 緑の現状と課題



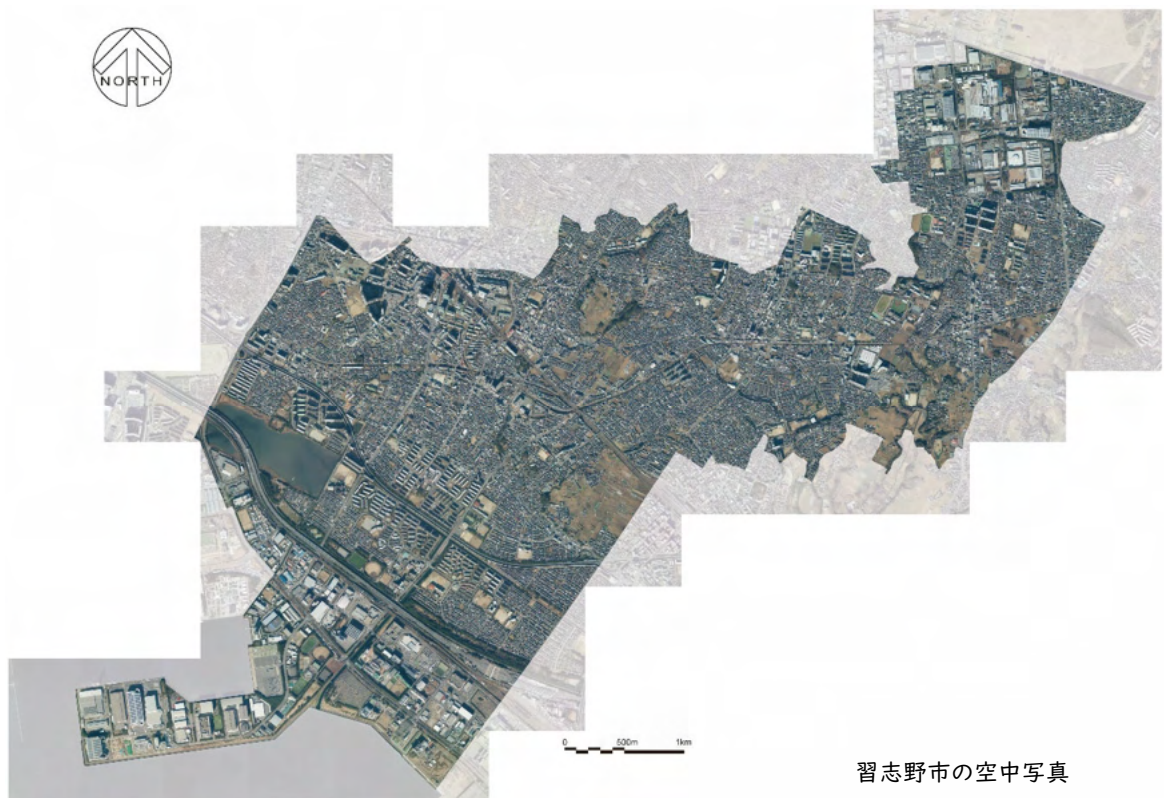
## I 習志野市の概況

### (1) 位置・面積・人口

習志野市は、千葉県の北西部に位置し、東京都心から約30km圏にあり、東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面しています。総面積は2,097haで、人口約17万5千人の都市です。



面積・・・2,097ha  
東西幅・・・8.9km  
南北幅・・・6.2km  
海拔・・・0.8m~30.6m



習志野市の空中写真

## (2) 地形

習志野市の地形は、大きく分けて内陸部の自然地形と平坦な埋立地から形成されています。

内陸部は、台地・段丘斜面・谷津地形・海岸平野と、変化のある自然地形が形成されています。地形条件の厳しい段丘斜面や谷津地形等には緑が今なお残されており、都市にうるおいを与えています。

埋立地は、公園緑地が計画的に整備され、習志野市内では緑の量が多い地域となっています。また習志野市のシンボルである谷津干潟は、ラムサール条約の登録湿地となっています。

## (3) 植生

習志野市に存在する植物種としては千葉県内陸部で普通に生育している植物種がほとんどであり、樹林の構成は常緑広葉樹と落葉広葉樹が混在したものが主で、自然林を構成する代表的なものは前者ではスダジイ、タブノキ、シラカシ、後者ではケヤキ、エノキ、ムクノキ等が見られます。

しかし、そのままの形で残っているところは少なく、ほとんど人工林であるうえ、習志野市は緑に乏しいため社寺林や屋敷林等が貴重な存在となっています。

## (4) 動物相

習志野市の哺乳類は、都市化の進んでいる関東地域での一般的な種構成をしており、ネズミ類、コウモリ類、モグラといった種が中心となっています。

鳥類はヒヨドリやムクドリ等の都市域の鳥類としての位置づけを有するものがほとんどですが、国指定鳥獣保護区及びラムサール条約登録湿地となっている谷津干潟周辺では水鳥を中心とした種類が多く、特に渡りの季節には種類、数共に増加します。

その他に昆虫類は、平地性の種が目立ち、一般的に市街地で普通にみられる種が優占種として確認されています。

## (5) 水系

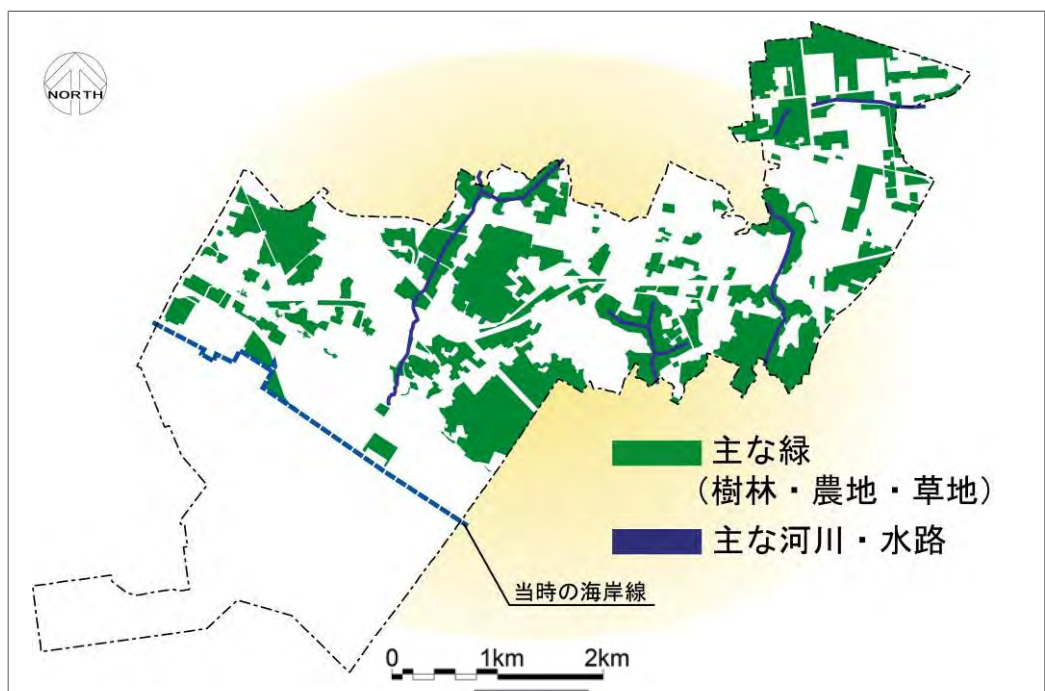
習志野市の河川は、二級河川の谷津川・菊田川があります。また水路として、浜田川等があります。

海域は、湾内という閉鎖性水域の特殊条件から、赤潮や青潮が発生しています。

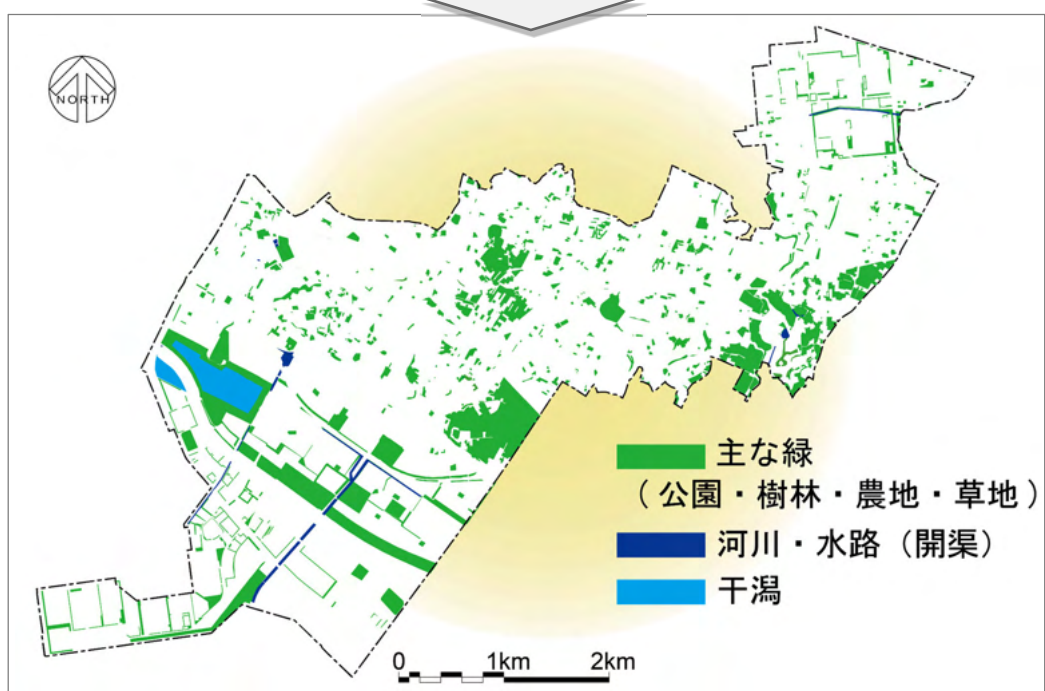
また、習志野市内のところどころで湧水が確認されています。

## 2 習志野市の緑の変遷

昭和44年頃は、緑も比較的残っており、現在の秋津・茜浜地区等の埋立地もなく自然海岸も残っていました。その後、首都圏の急激な人口の増加と、それに伴った周辺都市部のベッドタウンとしての宅地開発により、習志野市も例外にもれず自然が急激に少なくなってきました。また、埋立て事業に伴い自然海岸もみられなくなってきました。



昭和44(1969)年の習志野市



現在の習志野市

### 3 習志野市の緑の現況量

#### (1) 緑地の現況量

習志野市の都市公園、都市公園等と緑地の面積、及び市民一人あたりの面積は次のとおりです。

区分	面積	一人あたり面積
都市公園	117.5ha	6.7 m <sup>2</sup> /人
都市公園等	154.0ha	8.8 m <sup>2</sup> /人
緑地全体	285.1ha	16.3 m <sup>2</sup> /人

市街化区域及び都市計画区域に対する緑地の割合は次のとおりです。

区分	市街化区域 (1,862ha)	都市計画区域 (2,097ha)
緑地の面積	194.3ha	285.1ha
緑地の割合	10.4%	13.6%

#### (2) 緑の空間の現況量

緑の空間の現況量は次のとおりです。

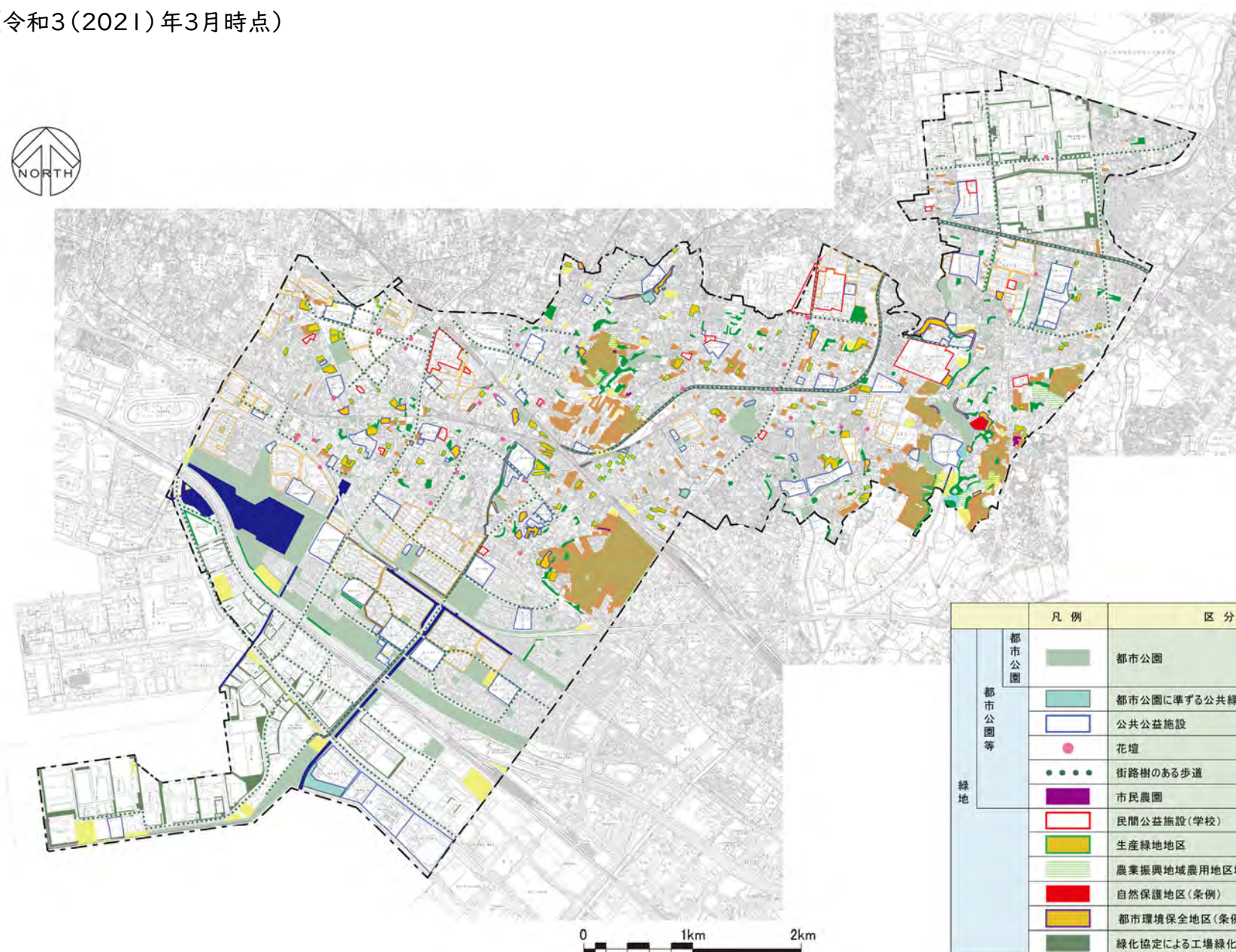
区分	面積
樹林地	21.0 ha
草地	22.3 ha
水面	30.3 ha
水田	0.6 ha
畑	47.3 ha
中高層住宅地内の植栽地	27.2 ha
合計	148.7 ha

#### (3) 緑の現況量

緑地と緑の空間をあわせた緑の量は、次のとおりです。

区分	面積
緑地	285.1 ha
緑の空間	148.7 ha
合計	433.8 ha
市域全体に対する割合	20.7 %

● 緑の現況図(令和3(2021)年3月時点)



凡例	区分
樹林	樹林
畑	畑
水田	水田
草地	草地
水面	水面
敷地面積1ha以上の中高層住宅地	敷地面積1ha以上の中高層住宅地

## 4 習志野市の緑の評価

習志野市の緑が果たす役割を、『環境保全』『レクリエーション』『防災』『景観構成』の4つの視点によって評価します。

4つの視点	重要な緑の要素
環境保全	<ul style="list-style-type: none"><li>● 都市の骨格となる緑</li><li>● 自然環境の保全に役立つ緑</li><li>● 快適な生活環境に役立つ緑</li></ul>
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"><li>● 日常的な憩いの場となる緑</li><li>● 自然とのふれあいの場となる緑</li><li>● ネットワークとなる緑</li></ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"><li>● 一時避難場所・避難路となる緑</li><li>● 災害を抑えるために役立つ緑</li><li>● 環境負荷を抑えるために役立つ緑</li></ul>
景観構成	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自然的・歴史的景観としての緑</li><li>● 都市景観を美しくする緑</li><li>● 彩りのある緑</li></ul>

## (1) 環境保全系統の緑の評価

### ① 都市の骨格となる緑

評価の内容	評価できる緑
<p>まとまりのある緑の存在は、都市の骨格を形成する要素として極めて重要な緑です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園）</li> <li>● 谷津干潟</li> <li>● ハミングロード</li> <li>● 実花緑地</li> <li>● 海に面した茜浜緑地、海浜公園</li> <li>● 地区公園 （谷津公園、実籾本郷公園、袖ヶ浦運動公園、中央公園）</li> <li>● 藤崎森林公園</li> </ul>

### ② 自然環境の保全に役立つ緑

評価の内容	評価できる緑
<p>シギ・チドリ等が渡来する谷津干潟や、自然保護地区として市民活動が盛んな実籾本郷公園周辺等が、野生動植物の生息・生育地として代表的です。</p> <p>また、市内に点在する社寺林や斜面林は、習志野市の谷津地形に残された貴重な緑です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 谷津干潟</li> <li>● 実籾本郷公園、実籾自然保護地区</li> <li>● 都市環境保全地区</li> <li>● 社寺林・社寺境内地</li> <li>● 斜面林</li> <li>● 市街化調整区域の農地</li> <li>● 習志野の森</li> </ul>

### ③ 快適な生活環境に役立つ緑

評価の内容	評価できる緑
<p>快適な生活環境を支える緑として、生活に身近に利用される近隣公園・街区公園や街路樹のある歩道、緑道、生産緑地、屋上・壁面緑化、住宅地等の緑は、緑陰の提供や気温上昇の抑制等、都市にうるおいと彩りを与えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近隣公園、街区公園</li> <li>● 住宅や団地の緑</li> <li>● 街路樹のある歩道</li> <li>● 緑道</li> <li>● 生産緑地</li> </ul>

## (2) レクリエーション系統の緑の評価

### ① 日常的な憩いの場となる緑

評価の内容	評価できる緑
<p>身近な公園（街区公園、近隣公園、地区公園）やハミングロード、学校の校庭等、社寺林等が、日常的な憩いの場として利用されています。</p> <p>また、谷津バラ園、谷津干潟、実籾本郷公園、習志野緑地、鷺沼城址公園といった特徴的な緑も、優れたレクリエーションの場を提供しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 街区公園、近隣公園、地区公園</li> <li>● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園）</li> <li>● ハミングロード</li> <li>● 海に面した茜浜緑地、海浜公園</li> <li>● 学校</li> <li>● 社寺林・社寺境内地</li> <li>● 住宅や団地の緑</li> <li>● 谷津公園（谷津バラ園）</li> <li>● 谷津干潟</li> <li>● 実籾本郷公園、実籾自然保護地区</li> <li>● 鷺沼城址公園</li> </ul>

### ② 自然とのふれあいの場となる緑

評価の内容	評価できる緑
<p>谷津干潟や、海辺の茜浜緑地・海浜公園、都市緑地や斜面林、市民農園等が自然とのふれあいの場を提供しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 谷津干潟</li> <li>● 海に面した茜浜緑地、海浜公園</li> <li>● 実籾本郷公園、実籾自然保護地区</li> <li>● 都市緑地</li> <li>● 斜面林</li> <li>● 市民農園</li> <li>● 習志野の森</li> </ul>

### ③ ネットワークとなる緑

評価の内容	評価できる緑
<p>ハミングロードや習志野緑地、緑道や街路樹のある歩道、帯状の公園緑地等の連続する緑は、レクリエーションの場のネットワークを形成しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハミングロード</li> <li>● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園）</li> <li>● 緑道</li> <li>● 街路樹のある歩道</li> <li>● 京葉道路沿いの緑地</li> <li>● 実花緑地</li> </ul>

### (3) 防災システムの緑の評価

#### ① 一時避難場所・避難路となる緑

評価の内容	評価できる緑
<p>公園や学校等が一時避難場所として計47箇所指定され、地区ごとに均等に配置されています。</p> <p>その他の公園緑地や緑道等も、災害時には身近な避難の場や避難路として利用されることが考えられます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市公園・緑地</li> <li>● 学校</li> <li>● ハミングロード</li> <li>● 緑道</li> <li>● 街路樹のある歩道</li> </ul>

#### ② 災害を抑えるために役立つ緑

評価の内容	評価できる緑
<p>地震等による急傾斜地の崩壊を抑える斜面林や、火災の延焼を防ぐ都市公園、市街化調整区域の農地、生産緑地、沿道の生け垣等は、災害による被害を軽減するために役立ちます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市環境保全地区</li> <li>● 斜面林</li> <li>● 住宅や団地の緑</li> <li>● 都市公園・緑地</li> <li>● 市街化調整区域の農地</li> <li>● 谷津干潟</li> <li>● 生産緑地</li> <li>● 街路樹のある歩道</li> </ul>

#### ③ 環境負荷を抑えるために役立つ緑

評価の内容	評価できる緑
<p>習志野緑地や、都市公園、街路樹のある歩道等によって、市街地での大気汚染・騒音等の公害を緩和しています。</p> <p>工場内の植栽は、工場における騒音等を抑えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園）</li> <li>● 都市公園・緑地</li> <li>● 街路樹のある歩道</li> <li>● 京葉道路沿いの緑地</li> <li>● 工場の緑</li> </ul>



#### (4) 景観構成系統の緑の評価

##### ① 自然的・歴史的景観としての緑

評価の内容	評価できる緑
<p>自然が残されている優れた景観として、鳥のオアシスである谷津干潟や、自然豊かな谷津田が残る実籾自然保護地区、緑豊かな都市環境保全地区等があります。</p> <p>また優れた歴史的景観としては、古民家のある実籾本郷公園や藤崎森林公園、鷺沼城址公園、文化財等があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 谷津干潟</li> <li>● 実籾本郷公園・実籾自然保護地区</li> <li>● 都市環境保全地区</li> <li>● 海に面した茜浜緑地、海浜公園</li> <li>● 市街化調整区域の農地</li> <li>● 斜面林</li> <li>● 社寺林、社寺境内地</li> <li>● 藤崎森林公園</li> <li>● 鷺沼城址公園</li> <li>● 保存樹木・名木百選、文化財</li> </ul>

##### ② 都市景観を美しくする緑

評価の内容	評価できる緑
<p>普段の市民生活のなかでよく目にする緑として住宅の緑、商店街や公共施設、民間施設の緑等があります。屋上や壁面の緑化、工場内の緑地も、緑の美しい景観を提供しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設内にある緑</li> <li>● 民間施設内にある緑</li> <li>● 住宅や団地の緑</li> <li>● 商店街の緑</li> <li>● 生産緑地</li> <li>● 工場の緑</li> </ul>

##### ③ 彩りのある緑

評価の内容	評価できる緑
<p>華やかなバラを愛でることのできる谷津バラ園、サクラやショウブを見ることが出来る習志野緑地や実籾本郷公園、藤崎森林公園の他、ハミングロードの連続した緑や実花緑地のクロマツ等の緑は、都市にうまいと彩りを与えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 谷津バラ園</li> <li>● ハミングロード</li> <li>● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園）</li> <li>● 実籾本郷公園</li> <li>● 藤崎森林公園</li> <li>● 鷺沼城址公園</li> <li>● 実花緑地</li> <li>● 緑道</li> <li>● 街路樹のある歩道</li> <li>● 花壇</li> </ul>

## 5 緑に関する活動

---

### (1) 市の普及啓発活動

習志野市では、主に次のような普及啓発活動を行っています。

#### ① 習志野市名木百選事業

市民から推薦された樹木のなかから、樹木の専門家や市民6名による「習志野市名木選定委員会」で選定した樹木について、平成14(2002)年11月15日に「習志野市名木百選」として75本を指定しました(倒木などにより、現在は65本)。

#### ② 緑のふるさと基金

「習志野市緑のふるさと基金」は、習志野市の市街化が進むなか、民有地緑化の推進とあわせ、暮らしのなかで緑を育て、緑への愛着を持つ心を養い、次代に伝えていくため、市民と行政が協力して緑豊かなまちを作るために緑化の推進を図っています。基金による主な政策としては、緑の相談や桜守の育成、花の種子の配布等があります。

#### ③ 習志野市花いっぱい花壇づくり事業

市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる習志野市をめざして、市民と行政の協働で地域の美化を推進する「習志野市花いっぱい花壇づくり事業」があります。

#### ④ 谷津干潟の日

市民の貴重な財産である谷津干潟の保全に向け、市民と行政が共に考え行動していく日として、平成9(1997)年6月に「谷津干潟の日」を制定しました。湿地保全や水鳥の保護に向けて、毎年6月に講演会、観察会等の諸行事を実施しています。また、市民ボランティア等による清掃活動も実施しています。

## (2) 市民団体等の活動

習志野市では、主に次のような自然保護団体や個人による活動が行われています。

- 自然保護団体や個人による、谷津干潟を守り、野鳥の観察・保護をする活動
- 市民団体や地元町会による、千葉大学腐敗研究所跡地（泉町3丁目）での、生態系を含めた「習志野の森」保存活動
- 市民グループによる、ふるさと習志野の自然を考え行動することをテーマに、身近な動植物等の自然とのふれあいを進めている活動
- 地元保護団体による、実籾本郷公園周辺の樹木の育成保護、稲作りや水生動植物を育む環境づくりの活動
- 自然保護団体による、休耕田を復元し、親子での稲作体験を通して谷津田のすばらしさを伝える活動



谷津干潟

## 6 課題の把握

習志野市において、緑のまちづくり推進のための課題を挙げると次のようになります。

### (1) 自然的・歴史的環境の緑の保全と育成

- 谷津干潟は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定され、ラムサール条約登録湿地となっています。習志野市のシンボルである自然環境として、今後も保全を図ることが必要です。
- 旧鴫田家住宅や谷津田の残る実籾本郷公園・実籾自然保護地区は、歴史と自然が調和した貴重な緑の姿を継承しており、保全を図っていくことが必要です。
- 「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」による都市環境保全地区や保存樹木その他、社寺林や斜面林、名木百選等、習志野らしい貴重な自然環境の保全を図ることが必要です。
- 旧大沢家住宅のある藤崎森林公園は、谷津地形の水辺と樹林を活かした公園であり、周辺には堀込貝塚や谷津田等の農地が残っています。これら貴重な歴史と自然を受け継いでいけるよう、適切な保全策を図ることが必要です。
- 本来、自然環境が有する多様な機能を社会の様々な問題に活用するグリーンインフラの考え方や持続可能な開発目標（SDGs）など、新たな視点に基づく緑の保全と育成、活用を検討することが必要です。



谷津干潟

### (2) 快適な都市環境を創出するための緑の骨格形成

- 習志野市の幹線緑道であるハミングロードや、緑の拠点である谷津干潟、習志野緑地、谷津バラ園、実籾自然保護地区等は、緑の重要な拠点となっています。これら拠点どうしをつなぐ緑を創出し、緑のまちづくりの骨格を形成することが必要です。
- 快適な都市環境を創出するため、持続可能な開発目標（SDGs）やヒートアイランド現象の緩和等に役立つ公共施設や民有地の緑化を推進することが必要です。



谷津バラ園

### (3) 市民の憩いや活動の場となる緑の創出

- 習志野緑地は休息、観賞、遊戯、運動等の施設が整い、市内だけに限らず市外からも多くの人々が利用する大規模公園であり、引き続き魅力の向上を図っていくことが必要です。
- 習志野市の市民一人あたりの都市公園等の面積は約8.8㎡/人であり、決して満足できる数値となっておらず、特に近隣公園・地区公園といった身近で多様なレクリエーションが行える場所が不足しています。このため、公園の整備水準や誘致距離等も踏まえて市域全体にバランス良く公園を配置することが必要です。
- 公園づくりにおける市民参加や企業の協力を図り、多様なニーズに応えることのできる公園とし、だれもが安全で安心な公園利用ができるよう、公園を整備することが必要です。
- 市民が身近に自然とふれあう機会が得られるよう、里山や水辺の活用、農地の保全を図ることが必要です。併せて、都市部の農地は食料の供給、防災、良好な景観と環境など、多様な機能を有する緑地として位置づけ、その計画的な保全を図ることが必要です。
- 東京湾の水辺空間は、ウォーターフロントとして、市民が水辺に親しめる環境づくりを推進することが必要です。



習志野緑地



茜浜緑地

#### (4) 特色ある緑の都市景観の形成

- ハミングロードは、沿道にサクラ並木や多くの樹木が連なり、景観形成や市民の交流の場として貴重な財産となっています。未整備区間の整備や植栽環境の充実、優れた歩行空間の確保等を進めることで、魅力ある景観の形成を図ることが必要です。
- 谷津田や大きくまとまった農地は、市民にうるおいややすらぎを与えてくれる景観であり、貴重な田園景観の保全を図ることが必要です。
- 斜面林や社寺林は、緑豊かな景観を形成していますが、これら民有地である樹林については、伐採や開発により消失しないよう、緑地としての持続性を確保するための方策を検討することが必要です。
- 鉄道の駅周辺は、まちの顔となる都市景観の形成を図るため、花や緑を取り入れた美しい景観形成を図っていくことが必要です。
- 地域の個性を活かした都市景観を形成していくため、公園や道路の他、住宅地や商店街、事業所や工場についても、個性的な緑の創出を図っていくことが必要です。



ハミングロード



社寺林



市街化調整区域の農地

### **(5) 災害に対応する緑の体系的な整備**

- 地域防災計画と連携を図りながら、防災公園の整備を推進していくことが必要です。
- 幹線道路等への街路樹植栽や、緑道の整備を推進し、防災機能の向上を図ることが必要です。
- 市街地に隣接する農地は、都市型水害の軽減や、防火帯・災害時の一時避難場所としての機能が期待できることから、保全を図っていくことが必要です。



秋津第1号緑道

### **(6) 市民や企業との協働による緑のまちづくり**

- 緑をテーマとした環境学習や市民のための緑の相談員育成等の啓発活動、また様々なメディアを利用した情報発信の強化を図っていくことが必要です。
- 市民団体の活動や団体間のネットワーク構築の支援を進めていくことが必要です。
- 市民に親しみのある緑を育てていただくため、様々な緑化活動や公園等の維持管理に対して市民が参加しやすい施策を検討し、推進していくことが必要です。
- 緑の現状について詳細に把握するため、大学や市民との協働による、定期的な調査や研究を行うことが必要です。
- 多様化する市民のニーズに対応するため、公園緑地の管理における指定管理者制度等の活用を図る等、新しい手法の導入を検討することが必要です。
- 自然環境や歴史的環境の保全に対する市民意識の啓発を図るため、緑に関する活動等を継続的に行うことが必要です。
- NPO法人や企業（企業の社会的貢献）など、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の取り組みを公的に位置づける「みどり法人制度の拡充」、都市部における空地などの公園的な活用を民間主体で行う「市民緑地認定制度の創設」など、都市緑地法の改正を生かした新たな検討を図ることが必要です。
- 民間主体による再開発などの気運の高まりが見られる地区については、民間活力を生かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進していくことが必要です。



市民参加によるワークショップ

## 第3章 計画の基本目標



## 1 計画のテーマ

習志野市は、都市化の進展と共に自然環境が年々姿を消しつつあるなかで、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟を代表として、斜面林や谷津田等貴重な自然が今なお残されています。

また、市街地の緑は、都市環境の改善、災害の防止、レクリエーション活動や憩いの場等、市民生活を様々な形で支えています。

近年、環境問題への市民の関心が高まり、地球規模の問題から身近な緑に関するものまで、緑の重要性がますます意識されるようになってきています。さらに、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の実現をはじめ、緑に関わる新たな社会動向への対応も進められています。今後は市民と共に連携・協力しながら、緑を守り、育て、新たな緑を創出していくことが求められています。

本計画は、このような多様な効用を持つ「緑」を市街地と調和した形で保全・整備し、市民が生活の豊かさを実感できる、うるおいのある質の高い緑のまちづくりをめざすものです。

そのためには、今ある自然環境を保全して次世代へ継承すると共に、それぞれの緑が都市機能ととけあって、人・自然が共生する都市環境を市民と共に創造し、育てていくことが重要です。

このような考えに基づき、感じる事が少なくなった、木々の香り、草花の香り、土の香り、海辺の潮の香り等、それぞれの香りを身近に感じる緑の創出に向けて、本計画のテーマを次のように定めます。

〈計画のテーマ〉

「自然と人々が共生する緑香るまちづくり」

○上位計画の将来都市像

習志野市基本構想「未来のために ~みんながやさしさでつながるまち~ 習志野」

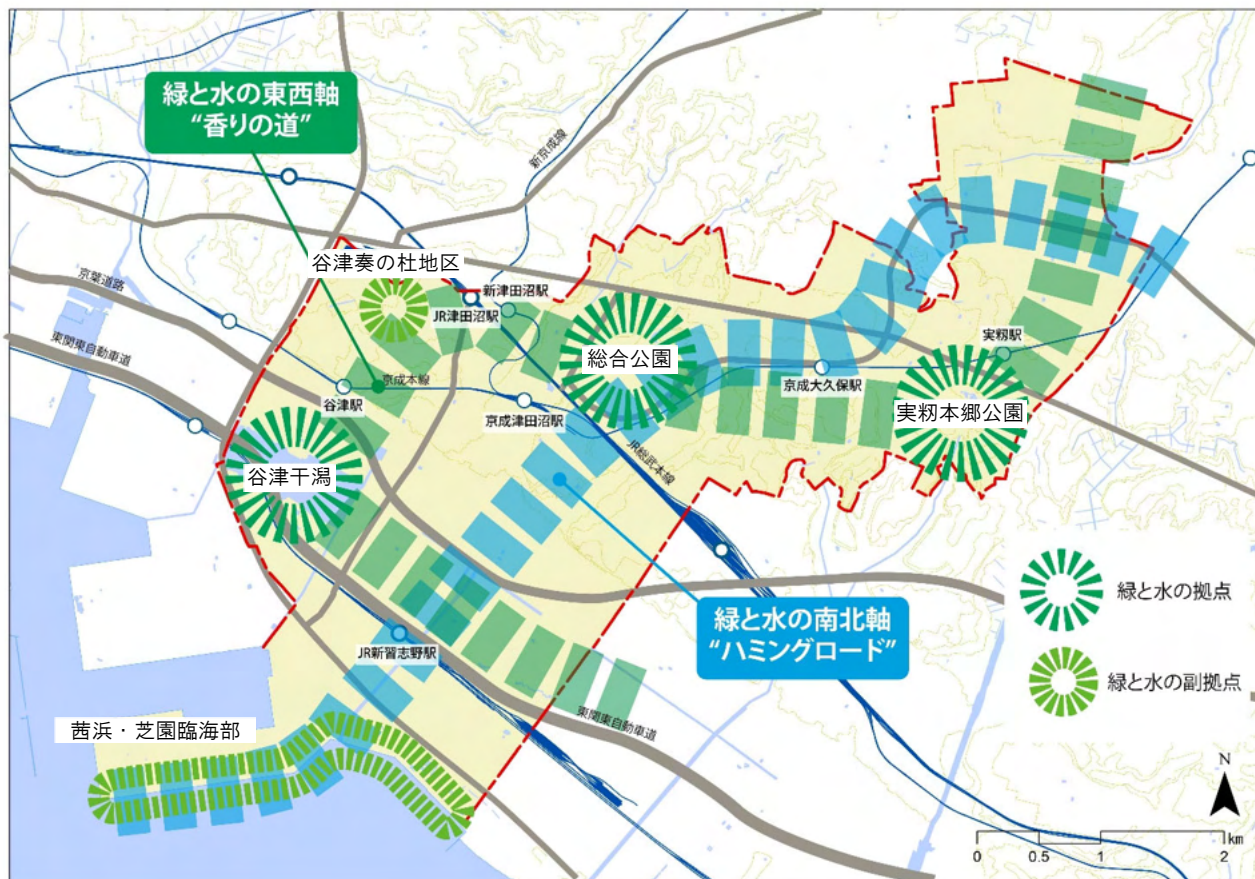
習志野市都市マスタープラン「未来のために ~みんながやさしさでつながるまち~ 習志野」

## 2 緑の将来像

習志野市がめざす緑の将来像は、緑や水辺等の自然と人々が共生し、緑の香りを感じて健康で快適に暮らせる生活環境を創出するため、次のように定めます。

〈緑の将来像〉

「緑や水辺と共に快適に暮らせるまち習志野」



緑の将来像図

### 3 基本方針

---

緑の将来像で示した緑のまちづくりを市・市民・事業者の協働により実現するため、次のように基本方針を定めます。

#### (1) 貴重な緑の財産を守ります

習志野市には、谷津干潟や東京湾等の貴重な水辺空間の他、樹林地や農地等の優れた自然が存在しています。これらの緑は、人々の生活を支えてきた大切な緑であり、身近な生き物の生息の場となる役割を果たしています。

緑の役割や重要性を見つめ直し、市民や事業者と協力して、かけがえのない多様な緑の財産を守るしくみをつくります。

#### (2) 緑の拠点をつくります

習志野市には、谷津バラ園や習志野緑地等の特徴的な緑の拠点があると共に、鷺沼城址や旧鴫田家住宅等の歴史的資源が見られます。またハミングロードは緑の骨格として、自然環境の保全・活用、景観形成、市民交流の場となる重要な緑です。これらの緑は、都市の防災に大きな役割を担っています。

これらの緑や歴史的資源を活かして、習志野市を代表する緑の拠点づくりを進め、拠点どうしを緑で結ぶことで緑の基盤とします。

#### (3) 緑でつなぐまちなみをつくります

緑は、生活環境にうるおいやすらぎをもたらすだけでなく、災害から市民の生命や財産を守るといった役割をあわせもっています。しかし、市街地内の緑はまだ少ない状況です。

公園や街路樹、公共公益施設への緑化等、市としての取り組みだけではなく、住宅の接道部の緑化や工場外周部緑化等、市民や事業者と協力して、快適な生活環境となる緑の連続したまちなみづくりを進めます。

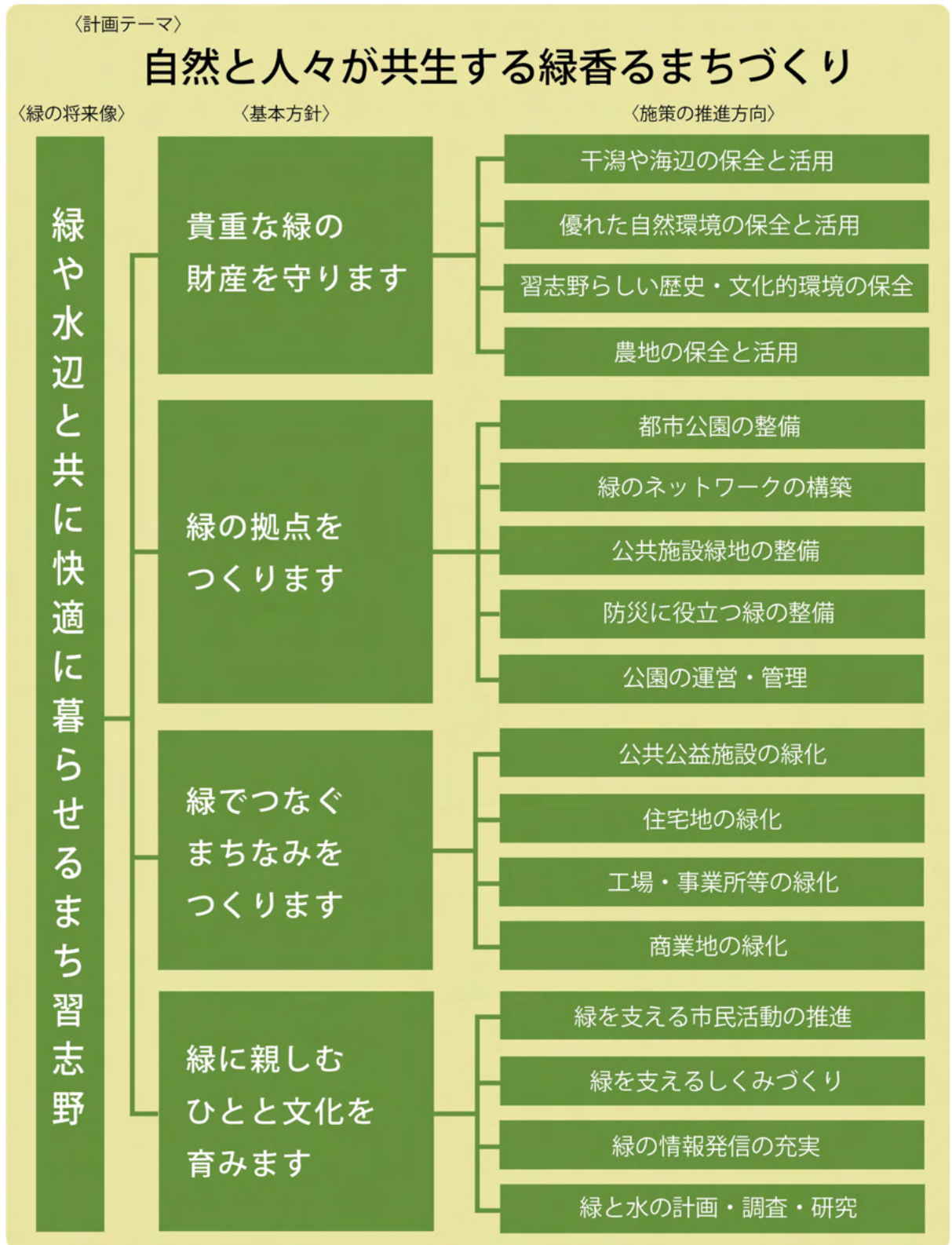
#### (4) 緑に親しむひとと文化を育みます

緑による笑顔あふれるコミュニティを形成するため、市民の主体的な活動と共に、その活動を支えるしくみの充実が求められています。

緑のまちづくりを進めるため、市・市民・事業者の連携を強め、支援制度の充実や組織・人材の育成等、緑に関する活動を支えるしくみづくりに取り組むことで、緑に親しむひとを育て、習志野市の緑の文化を育みます。

## 4 施策の推進方向

基本方針のもとに、次のような施策を推進します。(施策の展開は「第6章実現のための体系」を参照)



## 第4章 緑地の確保目標

## I 計画のフレーム

### (1) 計画対象区域

計画対象区域は、習志野市の都市計画区域(習志野市全域)とします。

都市計画区域の名称	計画対象区域
習志野都市計画区域	習志野市全域(約2,097ha)

### (2) 人口の見通し

習志野市の将来人口は、次のように設定します。

年次	現況※1 令和3年度 (2021年度)	長期目標年次※2 令和7年度 (2025年度)
人口	175,207人	176,232人

※1:令和3年3月現在の常住人口

※2:習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年6月)を参照

### (3) 市街化区域の規模

市街化区域の規模は、次のように設定します。

年次	現況 令和3年度 (2021年度)	長期目標年次 令和7年度 (2025年度)
市街化区域の人口※1	172,207人	173,232人
市街化区域の面積	1,862ha	1,859ha
人口密度	92.48人/ha	93.19人/ha

※1:人口から、市街化調整区域の想定人口3,000人(令和3年2月 習志野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)を引いたもの

## 2 計画の目標

### (1) 緑地の確保目標

習志野市における緑地の確保目標は、次のように設定します。

	現況 令和3年度 (2021年度)	長期目標年次 令和7年度 (2025年度)
市街化区域面積に対する割合	10.4% (194.3ha)	10.8% (201.4ha)
都市計画区域面積に対する割合	13.6% (285.1ha)	14.6% (305.2ha)

【参考】

令和3年2月習志野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
緑地の確保目標水準

	目標年次 令和17年度 (2035年度)
将来市街地に対する割合	約12% (約219ha)
都市計画区域に対する割合	約17% (約356ha)

※千葉県が定めた習志野市の緑地の確保目標水準

### (2) 都市公園ならびに都市公園等の施設の整備目標

習志野市における都市公園ならびに都市公園等の施設として整備すべき目標は、次のように定めます。

▼都市公園配置計画図はP.54参照

	現況 令和3年度 (2021年度)	長期目標年次 令和7年度 (2025年度)
都市公園	6.7㎡/人	10.0㎡/人
都市公園等	8.8㎡/人	12.3㎡/人

都市公園等面積



### (3) 緑化の目標

- 公共施設は、敷地面積の20%以上を目標に緑化を推進します。緑化にあたっては、屋上緑化や壁面緑化の面積も含むものとしします。
- 民有地は、緑の連続した快適な生活環境を創出するため、市・市民・事業者の協働によって、緑化を推進します。

## 第5章 緑地の保全及び

### 緑化の推進のための配置方針



## I 環境保全系統の緑地の配置方針

---

### ① 優れた自然を有する地域を保全します

- ラムサール条約登録湿地である谷津干潟をはじめとし、実籾自然保護地区や社寺林、斜面林、農地等の数々の優れた自然環境を保全すると共に、市民が自然を身近に感じ、親しむことができるようにします。

### ② 緑の骨格を形成する緑地を配置します

- 将来にわたって、自然と調和した緑豊かな都市環境を保全・創出していくために、「緑と水の拠点」及びそれらをつなぐ「緑と水の軸」によって、緑のまちづくりの骨格となる豊かな緑と水のある空間を形成します。

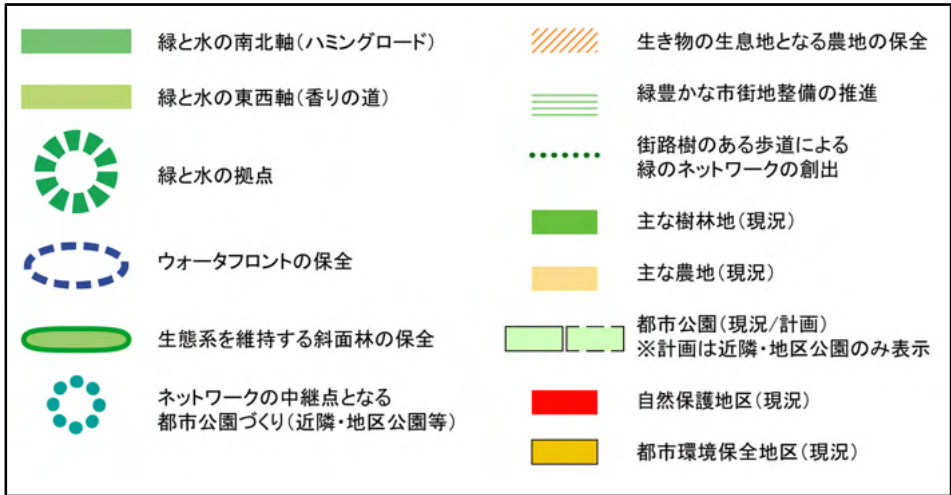
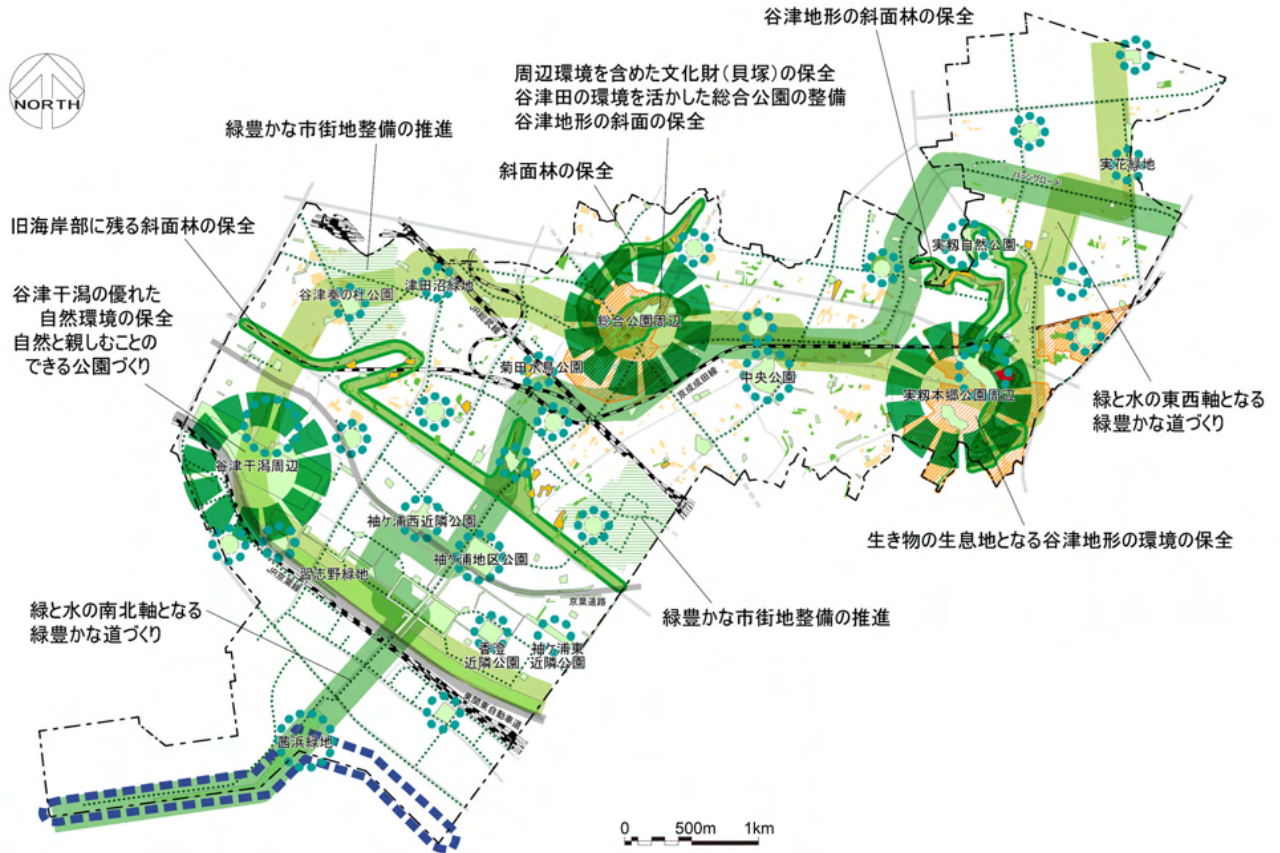
### ③ 快適な生活環境づくりに役立つ緑を創出します

- 身近な公園や緑地、住宅や団地のなかの緑を積極的に創出します。また、これらの緑地の効果を高めるために、緑道等によるネットワーク化を図ります。

### ④ 身近なビオトープと緑の回廊を創出します

- 優れた自然空間に加えて、公園・緑地や住宅団地・工場・学校等に野生生物の生息に配慮したビオトープ空間を創出します。また、道路、水路、河川・鉄道敷等の緑化を進め、緑の回廊を創出します。

# 環境保全系統の緑地の配置方針図



## 2 レクリエーション系統の緑地の配置方針

---

### ① 日常的なレクリエーションの場を創出します

- 日常的なレクリエーションの場となる住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）を、適正に配置します。
- 住区基幹公園に準ずる利用がなされている都市緑地や学校の校庭等についても、活用を図ります。

### ② 総合的なレクリエーションの場を創出します

- 習志野緑地は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションができる総合公園として、魅力の向上に努めます。
- 藤崎・鷲沼台地区の藤崎森林公園周辺は、歴史と自然を活かした総合公園として、整備を進めます。

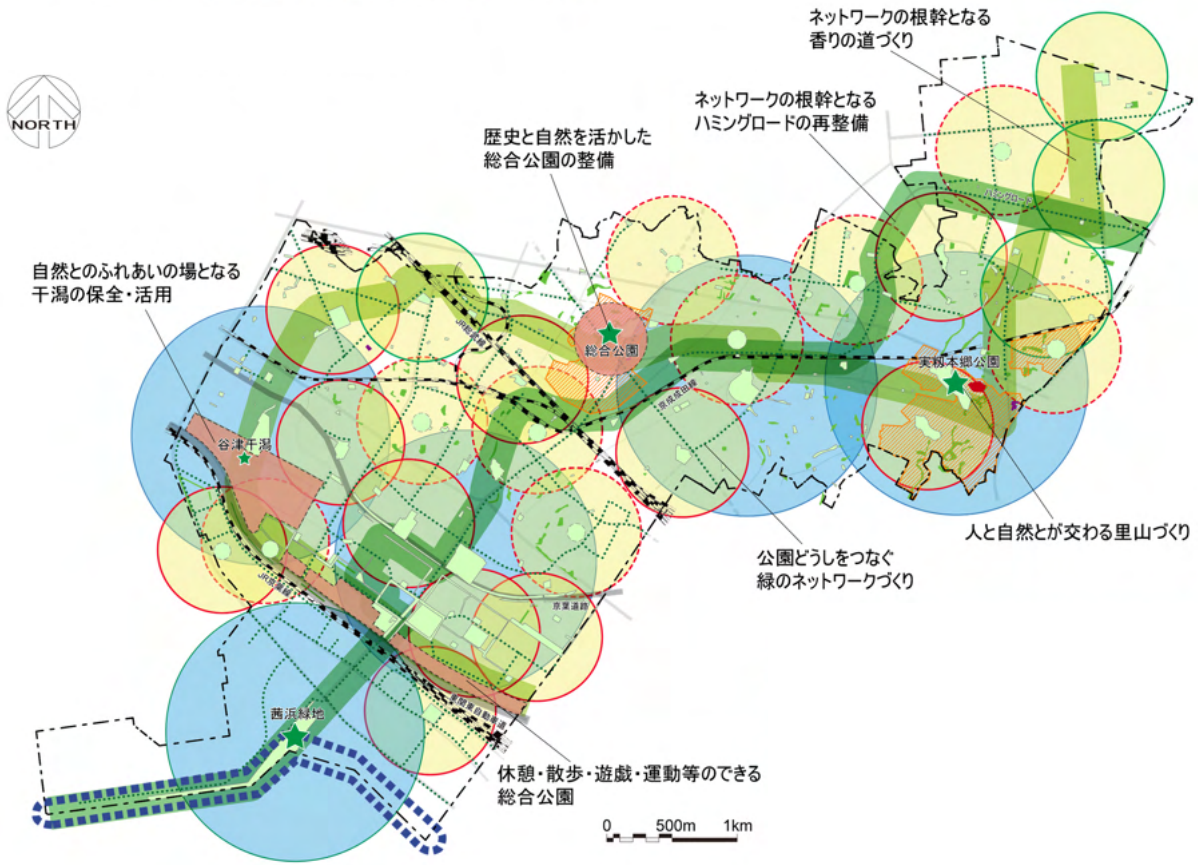
### ③ 自然とのふれあいの場を保全・活用します

- 谷津干潟や実籾自然保護地区、藤崎森林公園周辺等を、自然とのふれあいを楽しむ場として活用していきます。
- 東京湾に面した水辺空間は、水辺のレクリエーションを楽しめるよう親水性を高めていきます。
- 市民農園や花壇等、土とのふれあいを楽しむ場の整備を進めていきます。
- 点在する斜面林・社寺林や、湧水地等の水辺を、自然とのふれあいを楽しむ場として活用します。

### ④ 緑のネットワークを創出します

- ハミングロードをはじめとする緑道や習志野緑地等の連続する緑地帯、緑豊かな歩道を活かしながら、ウォーキングやジョギング、サイクリングといった移動型のレクリエーションや公園・緑地どうしの利用を可能とする緑のネットワークを創出します。

# レクリエーション系統の緑地の配置方針図



	緑と水の南北軸(ハミングロード)		都市公園(現況/計画) ※計画は近隣・地区公園のみ表示
	緑と水の東西軸(香りの道)		自然保護地区(現況)
	自然とのふれあいの場となる拠点		市民農園(現況)
	ウォーターフロントの保全		主な樹林地(現況)
	総合的なレクリエーションの場の整備・活用	日常的なレクリエーションの場の整備・活用	
	土とふれあうことのできる場の創出		地区公園誘致距離:半径1km (現況/計画)
	街路樹のある歩道による 緑のネットワーク		近隣公園誘致距離:半径0.5km (現況/計画)
			地区公園・近隣公園に準ずる 公園誘致距離

### 3 防災系統の緑地の配置方針

---

#### ① 一時避難場所・避難路となる緑を確保します

- 一時避難場所となっている公園緑地や学校等について防災機能の向上をめざすと共に、防災公園の整備を進めます。
- 市街地において防災の拠点となる緑地を配し、居住地から避難場所までの主要な経路は、緑道や街路樹のある道路として整備していきます。

#### ② 自然災害の軽減に役立つ緑を確保します

- 台風や豪雨による都市型水害等を軽減するため、保水機能を有する農地の保全を図ります。
- 急傾斜地の崩落や倒木による被害を軽減するため、斜面林の保全を図ります。
- 火災時の延焼遮断を図るため、緑をつないで連続した延焼遮断帯の創出を図ります。

#### ③ 環境負荷の軽減に役立つ緑を確保します

- 騒音や大気汚染を緩和するため、交通量の多い道路や鉄道の沿線、工場等において緑の確保を図ります。

# 防災系統の緑地の配置方針図



	緑と水の南北軸(ハミングロード)		主な樹林地・工場緑化(現況)
	緑と水の東西軸(香りの道)		主な農地(現況)
	一時避難場所:都市公園(現況)		防火や雨水涵養に役立つ農地の保全
	一時避難場所:その他(現況)		街路樹となる緑の道のネットワークづくり
	斜面林の保全		都市公園(現況/計画) ※計画は近隣・地区公園のみ表示
	災害に強い市街地整備の推進		自然保護地区(現況)
	地盤の弱い地域、住宅地等の緑化		都市環境保全地区(現況)
	工場・事務所等の緑化推進		
	幹線道路・鉄道沿いの緑化		

## 4 景観構成系統の緑地の配置方針

---

### ① 優れた景観の眺望点を保全・整備します

- 谷津干潟や東京湾沿岸、市街化調整区域のまとまった農地等、習志野市を代表する優れた景観を保全すると共に、眺望景観の得られる場には公園緑地の整備を図ります。

### ② 彩りのある緑の景観を保全・整備します

- 谷津バラ園や習志野緑地、ハミングロードの桜並木等、彩りのある緑の景観を楽しめる場の保全と整備を進めます。
- 市民花壇等、身近に花を楽しむ場の整備を図ります。

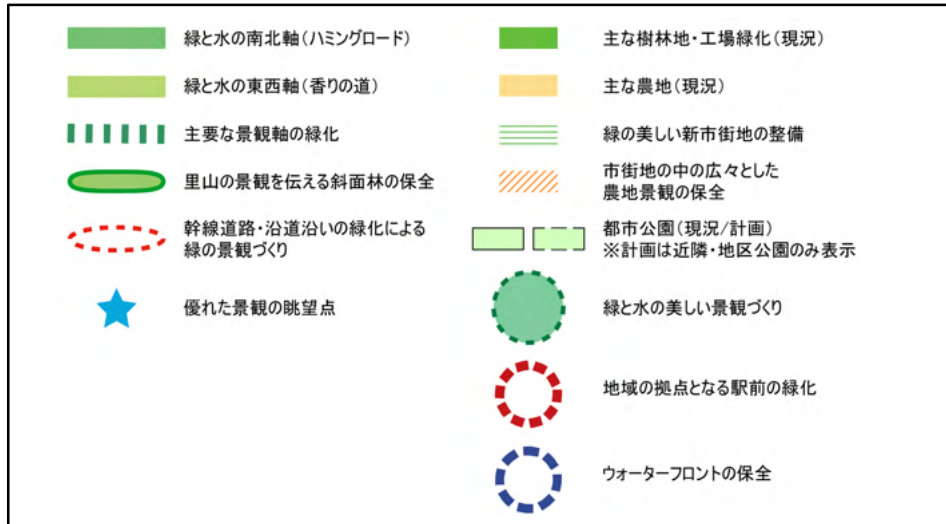
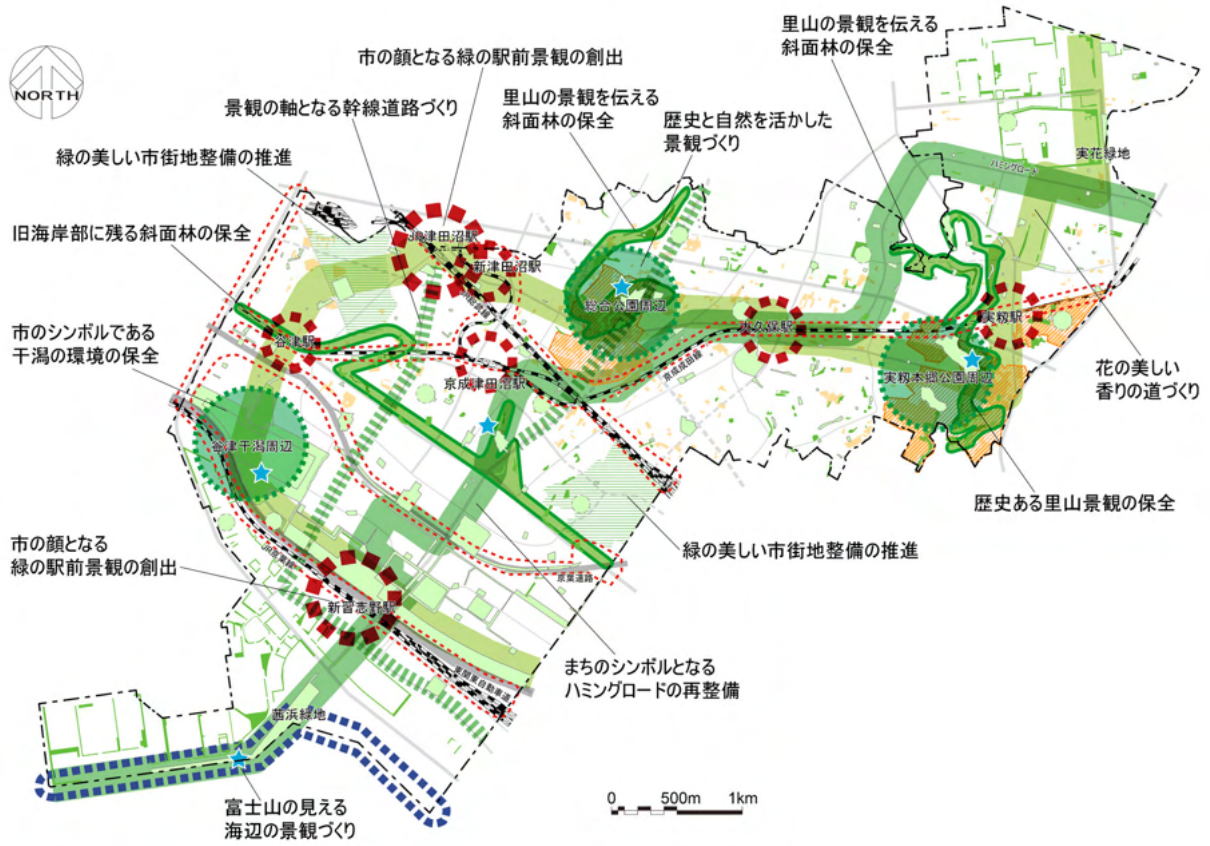
### ③ 自然的・歴史的景観を保全します

- 歴史的な遺産である古墳、貝塚、社寺、城址、旧鴫田家住宅等は、習志野の歴史的景観として保全します。
- 保存樹木や習志野市名木百選、斜面林や谷津田等は、習志野らしい自然的景観として保全します。

### ④ 都市景観の魅力を向上します

- 市民の目にふれる機会の多い鉄道駅周辺、コミュニティの拠点となる公園や公共施設周辺、幹線道路や鉄道沿い等は、習志野市の顔となるような、緑の美しい都市景観の創出に努めます。
- 住宅地は、沿道部の緑化等、緑のまちなみの創出を推進します。

# 景観構成系統の緑地の配置方針図





## 5 総合的な緑地の配置方針

4系統の緑地の配置方針を踏まえ、総合的な緑地の配置方針を次のように定めます。

### (1) 緑と水の拠点

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能等を備え、市民が身近に自然を感じることができる緑と水の拠点を配置します。

#### ① 谷津干潟（憩いと自然観察の拠点）

シギやチドリの中継地であり、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟については、今後も谷津干潟を所管する国が行う保全に関する取り組みに協力し、市民の憩いの場、自然観察の場となる緑と水の拠点とします。



谷津干潟

#### ② 実籾本郷公園（市民が自然に親しむ拠点）

旧鵜田家住宅や池等のある実籾本郷公園を中心に、自然保護地区や都市環境保全地区、斜面林等動植物の生息環境の保全を図り、市民が自然に親しむことのできる拠点とします。



実籾本郷公園

#### ③ 総合公園（自然と歴史にふれあう拠点）

藤崎・鷺沼台の市街化調整区域内に位置する藤崎森林公園を整備拡充し、総合公園とします。県指定史跡・藤崎堀込貝塚等貴重な文化財や周辺の谷津田と一体となって、自然と歴史にふれあう拠点とします。



藤崎森林公園

## (2) 緑と水の軸

2つの緑と水の骨格軸を配置します。

### ① 緑と水の南北軸（ハミングロード）

本市の最北東部から、市のほぼ中央部を縦貫し、海浜部まで続くハミングロードを、緑と水の南北軸と位置づけ、植栽環境の充実や優れた歩行空間の確保を行い、沿道の公共施設や民有地についても、緑化や市民による花壇設置等を進めます。



ハミングロード

### ② 緑と水の東西軸（香りの道）

東習志野ふれあい広場～実花緑地～実籾本郷公園～総合公園～JR津田沼駅～谷津奏の杜公園～谷津干潟等を経て習志野緑地に至る主要な公園や駅をつなぐルートについて、主に既存の道路を活用し街路樹整備、民有地の緑化、市民による花壇設置等、「緑の香り」を感じるうるおいのある歩行者空間として整備を進めます。

## (3) 緑と水の副拠点

2つの緑と水の副拠点を配置します。

### ① 茜浜・芝園臨海部における海とふれあう拠点

臨海部は、親水性のある環境を整備し、市民が海辺とふれあえる拠点とします。

### ② 谷津奏の杜地区（緑と花のまち歩きを楽しむ拠点）

JR津田沼駅南口の市街地については、近隣公園を核として、緑と花のまち歩きを楽しむ拠点とします。

## (4) 市街地の緑と水

### ① 斜面林

実籾・藤崎等の谷津地形やかつての海岸線沿いの斜面林は貴重な緑であり、これらを保全していきます。

### ② 地域の拠点となる駅前空間

地域の拠点となる駅前広場や周辺の商業地等は、まちの顔となる緑を創出していきます。



JR津田沼駅南口

### ③ 緑と水のネットワーク

緑道や街路樹等により、緑地どうしの連続性を構築して、安全で快適な緑のネットワークを創出します。



香澄公園

### ④ 身近な公園

身近に憩うことのできる公園の整備を進め、緑と水のネットワークを中継する拠点とします。

### ⑤ 身近な農地

市街地の小さな農地は、身近に緑とふれあえる場や、生き物の生息地としても大切な緑であり、これらの保全と有効活用を図っていきます。



実籾本郷公園

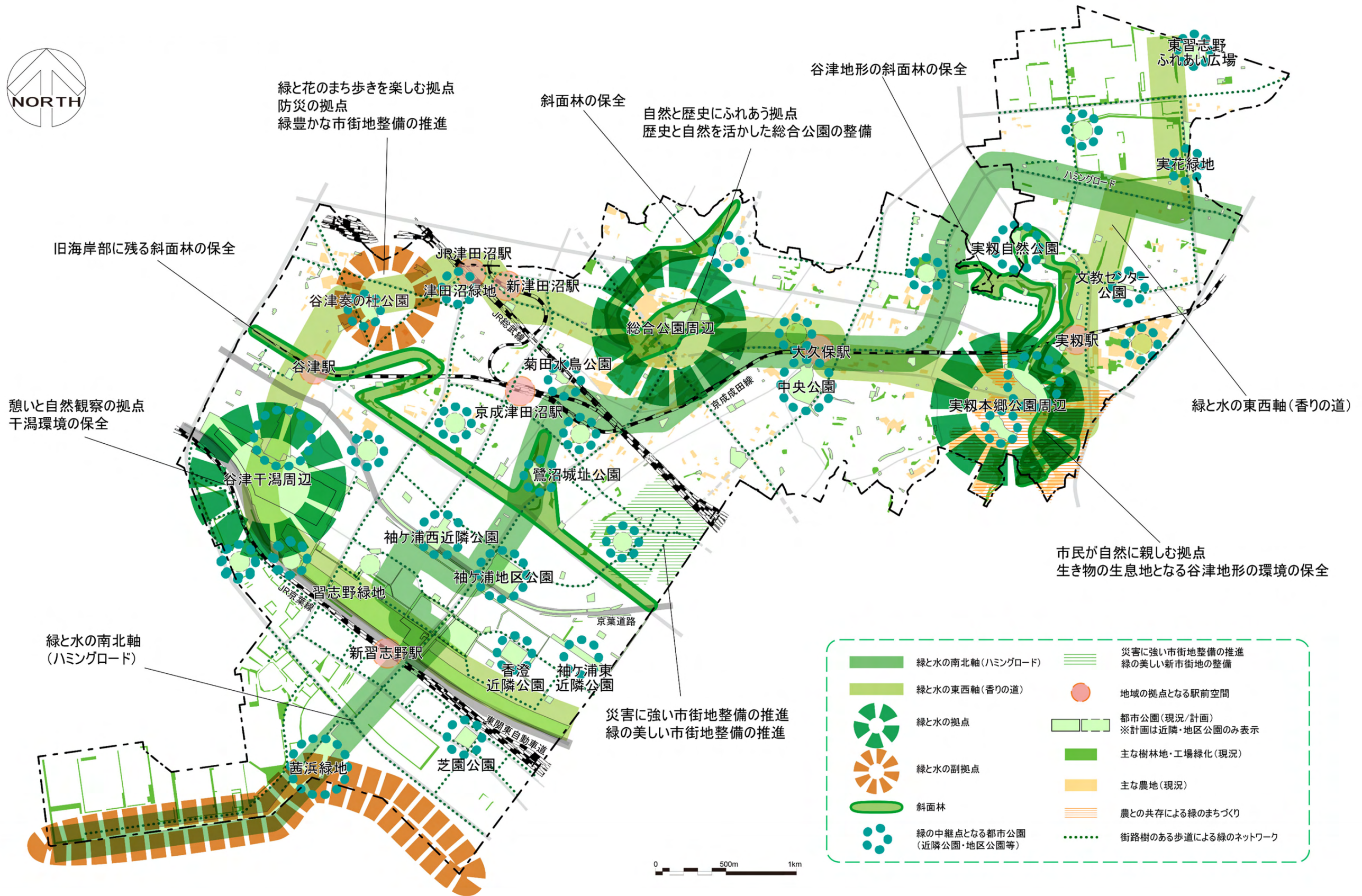
### ⑥ 身近な水辺

公園の池や流れ、河川や水路、湧水、学校ビオトープ等、身近な水辺の保全と創出を図ります。

### ⑦ 公共施設・民間施設の緑

屋上緑化や沿道部の生垣化等、公共施設や民間施設の緑化を進めます。

総合的な緑地の配置方針図



## 第6章 実現のための施策の体系

## I 実現のための施策の体系

### (1) 貴重な緑の財産を守ります

習志野らしい緑の豊かな環境の保全・活用を図るため、次の施策を推進します。

#### 施策の推進方向と展開

基本方針	施策の推進方向	施策の展開
貴重な緑の財産を守ります	①干潟や海辺の 保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 干潟を所管する国が実施する保全事業への協力</li> <li>● 干潟に親しむ機会の推進</li> <li>● ウォーターフロントの創出</li> <li>● 湿地を有する国内外の自治体との交流</li> </ul>
	②優れた自然環境の 保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別緑地保全地区の指定検討</li> <li>● 自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大</li> <li>● 身近な水辺の保全</li> <li>● 里山の保全と里山に親しむ機会の推進</li> <li>● 樹木医による樹木診断事業</li> </ul>
	③習志野らしい歴史・ 文化的環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財の指定継続と活用</li> <li>● 社寺林の保全</li> <li>● ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用</li> </ul>
	④農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産緑地地区の保全</li> <li>● 農用地区域の保全</li> <li>● 市民農園の保全</li> <li>● 未利用農地の活用</li> </ul>

## ① 干潟や海辺の保全と活用

### ● 干潟を所管する国が実施する保全事業への協力

全国でも有数のシギ・チドリ類の渡来地で、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟について、国指定鳥獣保護区の指定継続を図ると共に、干潟の生物のモニタリングやアオサ対策の実施等、良好な干潟生態系の保全に協力していきます。



干潟のカニ

### ● 干潟に親しむ機会の推進

谷津干潟は、自然生態観察の場としてだけではなく、習志野緑地等と連携して大規模な憩いの場として市民に親しまれています。今後も、案内看板や利用案内マップ等の充実、「谷津干潟の日」をはじめとしたイベントの展開を図り、環境教育・自然とのふれあい・人々の集いの場として利用を促進します。



環境学習

### ● ウォーターフロントの創出

市民が海辺とふれあえる空間として、茜浜緑地、海浜公園との一体性を考慮しながら、親水性のある整備を行います。

海岸部の親水性の向上や、市民が海に親しむことができる環境を整えます。

### ● 湿地を有する国内外の自治体との交流

干潟をはじめとする湿地を保全し、賢明な利用を図るため、国内外を問わず、他の湿地との交流を図り、互いに学習し、情報を交換することが重要です。

国内のラムサール条約登録湿地を抱える自治体間における情報交換や協力の場として、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議に参加します。

ラムサール条約登録湿地を有するオーストラリア・ブリスベン市との湿地交流の継続をはじめ、他の湿地との交流拡大を視野に入れながら、湿地と水鳥の保護に向け、国内外の連携の強化を図っていきます。

谷津干潟は、ラムサール条約登録湿地であると共に、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ(シギ・チドリネットワーク)」参加湿地であり、今後も湿地の保全と水鳥の保護に向けた国際的な湿地提携を継続していきます。



シギ・チドリネットワーク

## ② 優れた自然環境の保全と活用

### ● 特別緑地保全地区の指定検討

都市緑地法に基づき、都市内の優れた自然環境を将来にわたって保全するために、特別緑地保全地区の指定を検討します。また、緑地保全・緑化推進法人制度を活用したNPO法人などの民間主体による緑地の管理について検討します。

### ● 自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大

「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、市民の協力のもとに自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の保護・保全を図ると共に、指定の拡大を進めます。



実籾自然保護地区

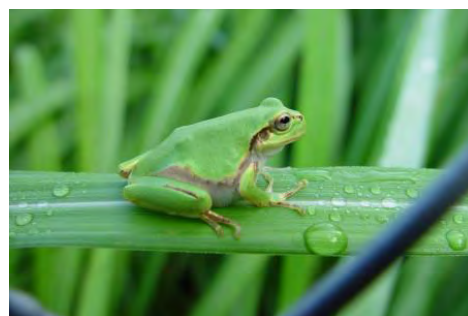
### ● 身近な水辺の保全

河川や水路、湧水、学校ビオトープ等、身近な水辺を保全し、周辺緑地の整備を図ります。

### ● 里山の保全と里山に親しむ機会の推進

里山に手を入れ、多様な生き物の生息場所と、人々とのふれあいの場を創出します。

夏休みこども自然観察会や自然のなかで遊ぶ会等を開催して、里山に親しみふるさと意識を育む機会をつくります。



水辺のカエル

### ● 樹木医による樹木診断事業

保存樹木、習志野市名木百選、公園や街路の古木・巨木等について、倒木・幹折れ・枝折れ等の危険性がある樹木を早期に発見し、樹木医による樹木診断を実施し適切な処置を施すことにより、樹木の健全な育成を図り、樹木による事故を防止します。



### ③ 習志野らしい歴史・文化的環境の保全

#### ● 文化財の指定継続と活用

貝塚や天然記念物等文化財の指定継続と文化財を取り巻く環境の保全・改善を図ると共に、多くの市民が習志野の歴史・文化的環境にふれあうことができるようにします。

#### ● 社寺林の保全

社寺林は、習志野らしい歴史と文化を伝える重要な緑の環境として保全を図り、必要に応じて新たな植樹を推進します。

特別緑地保全地区指定(都市緑地法)、都市環境保全地区や保存樹木指定拡大(市条例)、登録有形文化財制度等により、緑豊かで風格のある社寺の環境を保全します。



七年祭り(菊田神社)

#### ● ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用

習志野市の歴史や文化を探訪する散歩道ルートを市民と協働で設定し、案内サイン、パンフレットの整備、探訪イベント等を行います。

### ④ 農地の保全と活用

#### ● 生産緑地地区の保全

市街化区域内にある農地で、災害の防止や、農業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地を計画的に保全し、景観にも配慮したあり方を検討します。

#### ● 農用地区域の保全

都市型農業の健全な発展と優れた田園環境を守るため、農用地区域の保全を図ります。

#### ● 市民農園の保全

市民が土とふれあう場、環境学習の場として、市民農園の保全を図ります。

#### ● 未利用農地の活用

未利用農地を市民農園等として活用し、農業体験や環境学習の場として役立てると共に、農地の維持継続を図ります。



市民農園

## (2) 緑の拠点をつくります

豊かな緑を身近に感じられる都市空間の形成を図るため、次の施策を推進します。

### 施策の推進方向と展開

基本方針	施策の推進方向	施策の展開
緑の拠点をつくります	①都市公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住区基幹公園の整備</li> <li>● 市民の様々な利用に向けた公園の整備</li> <li>● 借地公園の導入検討</li> <li>● 立体都市公園制度の活用</li> <li>● 総合公園の整備</li> <li>● 風致公園の整備</li> <li>● 都市緑地の整備</li> </ul>
	②緑のネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハミングロードの再整備等</li> <li>● 香りの道づくり</li> <li>● 緑道の整備</li> <li>● 街路樹の再整備</li> </ul>
	③公共施設緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設緑地の整備</li> </ul>
	④防災に役立つ緑の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災公園の整備</li> <li>● 公園緑地・河川等の防災機能の向上</li> <li>● 幹線道路の緑化</li> </ul>
	⑤公園の運営・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の公園緑地の魅力アップと利用促進</li> <li>● 省エネルギー対策</li> <li>● 公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木管理</li> <li>● 指定管理者制度の導入検討</li> <li>● 公園台帳等の整備</li> <li>● 公園施設の保守プラン検討</li> </ul>

## ① 都市公園の整備

### ● 住区基幹公園の整備

住区基幹公園は、街区公園・近隣公園・地区公園それぞれについて地域に存する緑地や道路・街区などの状況をふまえ、住民が容易に利用できるように配置を進めていきます。

街区公園は、日常的な憩いの場となる身近な緑となるよう、小さな緑の空間を積極的に街区公園として整備していきます。

近隣公園は、近隣住区に住む人々の日常的な憩いやコミュニティ活動が行えるような、コミュニティの核となる公園を整備します。

地区公園は、人々の多様なレクリエーションの場となり、地区の貴重な自然環境や歴史を活かした公園を整備します。

地域の多様なニーズに対応し、コミュニティの核となる公園づくりや再整備をめざします。

公園の池や流れを、生き物の生息の場として保全していきます。

地域住民に親しまれるよう公園の整備・リニューアルにあたっては、住民参加による公園づくりを図っていきます。



街区公園

### ● 市民の様々な利用に向けた公園の整備

キャッチボールのできる公園、土や生き物とふれあえる公園の整備等、市民の様々なレクリエーション利用に対応する公園づくりを検討します。

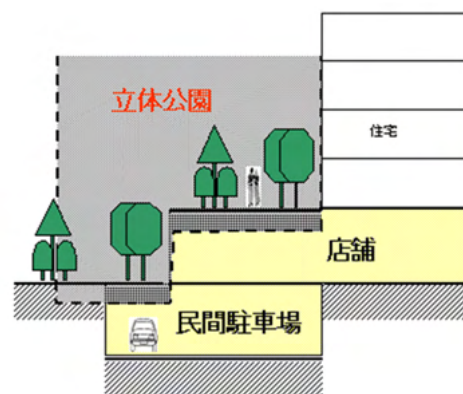
高齢者や障がい者、子育て中の人を含む、全ての人々が安全で安心して利用できるような公園づくりを推進します。

### ● 借地公園の導入検討

遊休地等、民有地を利用した借地公園の導入を検討します。

- **立体都市公園制度の活用**

立体都市公園制度は、都市公園の地下を別の用途で利用することや、建物の屋上に都市公園を設置することを可能とする制度です。この制度を活用して、再開発地区や鉄道駅周辺等立体的な土地利用を図る必要のある地区に立体都市公園の設置を検討します。



立体都市公園のイメージ

- **総合公園の整備**

本市の中心部にある藤崎・鷺沼台地区の市街化調整区域に、総合的なレクリエーションの場となる総合公園の整備を進めます。

既設の藤崎森林公園を拡充し、谷津田等の自然環境資源や、藤崎堀込貝塚等の歴史的資源と共存した整備を図ります。

- **風致公園の整備**

鷺沼城址や古墳のある鷺沼城址公園は、公園西側の斜面林の保全と、隣接するハミングロードとの連続性の確保を図ると共に、風致及び歴史的景観を楽しむ風致公園として、整備・拡充を進めます。



鷺沼城址公園

- **都市緑地の整備**

海辺の自然にふれあい東京湾や富士山の景観を楽しむことのできるウォーターフロントや、都市景観の向上等の役割を果たしている斜面林の保全を図るため、都市緑地の整備を進めます。

津田沼緑地等の既設の都市緑地については、さらに市民に親しまれるようリニューアルを検討します。



実花緑地

## ② 緑のネットワークの構築

### ● ハミングロードの再整備等

「緑と水の南北軸」に位置づけるハミングロードは、未整備区間の整備、施設等の整備・充実、植栽環境の充実を図ると共に、施設の補修、樹木剪定など、適正な維持管理を図ります。

また市民参加の運営管理やイベント等により「市民交流軸」の創出をめざします。



ハミングロード延伸部分

### ● 香りの道づくり

「緑と水の東西軸」として、市のシンボルとなる花と緑の道づくりを進めます。

また、市民参加による花壇の整備等を行い、案内サインの整備やルート探索等により利用促進を図ります。



プロムナード

### ● 緑道の整備

都市景観の向上や緑地の連続性に配慮し、四季を通じて快適な緑道を整備します。通勤・通学、散策、ウォーキング等様々な利用ができるように整備します。

### ● 街路樹の再整備

都市の美観向上、地球温暖化防止（CO<sub>2</sub>の吸収）、ヒートアイランド現象の緩和、熱中症の防止などに寄与する街路樹の再整備を進めます。道路利用者の安全と緑の保全、良好な環境のバランスに配慮した道路緑化に取り組みます。

### ③ 公共施設緑地の整備

#### ● 公共施設緑地の整備

海浜公園等公園緑地と同様に利用されている緑地について、緑の保全と利用促進を図ります。

市内各所に花壇を設置し、まちに彩りとうるおいを与えます。道路や鉄道沿いの空地、公共公益施設の接道部等に花壇を設置します。

河川や水路の水質浄化や親水性の向上、多自然型工法の導入、河川沿いの散歩道の整備、湧水の保全等を通じて、親しみやすく生物のすめる水辺をつくります。

旧河川や旧調整池は、せせらぎ等のある緑地としての活用を検討します。

公共施設の新築や建替えにおいては、緑化基準を満たすよう協議を実施します。



菊田川



習志野市役所庁舎

### ④ 防災に役立つ緑の整備

#### ● 防災公園の整備

一時避難場所となる防災公園、避難路(緑道等)の整備を進めます。

#### ● 公園緑地・河川等の防災機能の向上

備蓄倉庫や耐震性貯水槽等、既設の公園緑地の防災機能を向上させます。

災害時における避難路、延焼遮断帯としての機能や、生活用水や防火用水等の取水機能を持つ河川空間に、植樹帯や遊歩道、階段護岸やスロープ等を設置し、防災機能の向上の検討を図ります。

緑地の樹種については、災害や環境負荷への適性を考慮して選定を図ります。



谷津奏の杜公園

## ● 幹線道路の緑化

道路は、災害発生時の緊急輸送のみならず火災の延焼遮断機能を持ち合わせています。幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点から検討し、必要性和効果の高い路線から緑化の整備を進めます。

また、幹線道路の整備に合わせ、避難路や資材の輸送路、延焼防止帯としての役割を果たすよう、街路の緑化を進めていきます。

## ⑤ 公園の運営・管理

### ● 既存の公園緑地の魅力アップと利用促進

緑の育成管理を十分に行って、都市環境の維持・向上に努めます。段差の解消やインフォメーションの充実等高齢者や障がい者が利用しやすい環境づくりに努めます。

市民との協働により、四季折々の花の景観が楽しめる公園緑地をつくります。各種施設の維持管理や園路等の清掃に努め、安全で気持ちのよい利用ができる公園緑地とします。公園の魅力づけに公募設置管理制度 (Park-PFI) などの導入を図り、民間の力と知恵を活用します。



習志野緑地

### ● 省エネルギー対策

公園緑地に太陽光や風力等自然エネルギーを活かした設備や、公園内照明のLED化を進めるなど、エネルギー消費の少ない設備を積極的に導入します。

### ● 公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木管理

植栽されてから長い年月が経ち、巨木化や過密化している樹木について、樹木管理指針にそって管理を行います。



省エネルギー施設のイメージ

### ● 指定管理者制度の導入検討

地方自治法の改正により、民間事業者に公の施設の管理運営を任せることが可能となったことで、民間の持つ能力を活用した質の高いサービスの提供、コストの縮減等が期待されています。

本市では、谷津バラ園が指定管理者を導入していますが、その他の公園緑地についても公園の特色に応じて、指定管理者制度の導入を検討します。

- 公園台帳等の整備

公園緑地の適正な管理を行うために、公園台帳や街路樹台帳を整備します。

- 公園施設の保守プラン検討

遊具などの公園施設は、塗装などの定期的なメンテナンスによって耐用年数の延伸を図ることができます。平成26(2014)年6月には「遊具指針(改訂第2版)」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)」など、国の遊具指針の改訂が行われました。また、それに



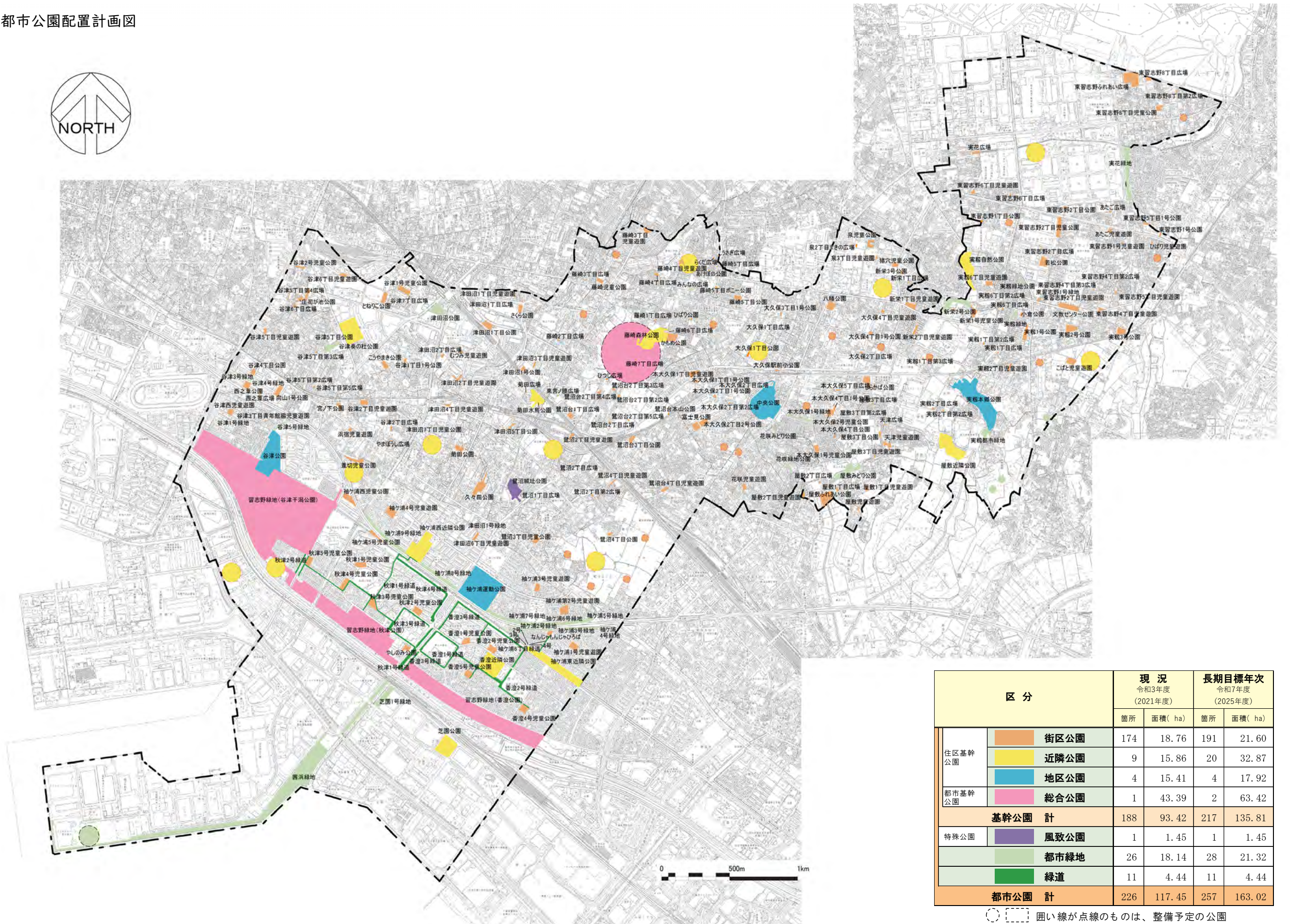
遊具の更新(東習志野ふれあい広場)

合わせて(一社)日本公園施設業協会が見直しを進めてきた遊具メーカーの自主規準となる「遊具の安全に関する規準」についても、同じく改訂されています。

本市では、令和2(2020)年3月に「習志野市公園施設(遊具)長寿命化計画」を策定し、令和3(2021)年度から更新工事を行っています。引き続き遊び場の安全性をより一層高めるため、遊具等施設の定期点検やメンテナンスを行いつつ、計画に基づいた遊具の更新に努めます。



都市公園配置計画図



区分		現況 令和3年度 (2021年度)		長期目標年次 令和7年度 (2025年度)	
		箇所	面積( ha )	箇所	面積( ha )
住区基幹公園	街区公園	174	18.76	191	21.60
	近隣公園	9	15.86	20	32.87
	地区公園	4	15.41	4	17.92
都市基幹公園	総合公園	1	43.39	2	63.42
<b>基幹公園計</b>		<b>188</b>	<b>93.42</b>	<b>217</b>	<b>135.81</b>
特殊公園	風致公園	1	1.45	1	1.45
都市緑地		26	18.14	28	21.32
緑道		11	4.44	11	4.44
<b>都市公園計</b>		<b>226</b>	<b>117.45</b>	<b>257</b>	<b>163.02</b>

○ 囲い線が点線のもの、整備予定の公園

### (3) 緑でつなぐまちなみをつくります

表情豊かな緑のまちなみの形成を図るため、次の施策を推進します。

#### 施策の推進方向と展開

基本方針	施策の推進方向	施策の展開
緑でつなぐまちなみをつくります	①公共公益施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共公益施設の緑化</li> <li>● 道路の緑化</li> <li>● 鉄道施設の緑化</li> </ul>
	②住宅地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑地協定制度の活用</li> <li>● 地区計画制度の活用</li> <li>● 緑化計画制度の検討</li> <li>● 花と緑のまちなみ登録制度の検討</li> <li>● 住宅開発時の緑化指導</li> <li>● 接道部の緑化や生垣化の推進</li> </ul>
	③工場・事業所等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場・事業所の緑化推進</li> <li>● 緑化協定の締結推進と緑地の保全</li> <li>● 工場・事業所・大学の市民開放の促進</li> </ul>
	④商業地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 花で彩られた魅力ある商店街づくり</li> <li>● 駐車場・駐輪場の緑化</li> <li>● 緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用</li> </ul>

## ① 公共公益施設の緑化

### ● 公共公益施設の緑化

学校は、地域の中核的な施設であるため、緑化についても地域のシンボルとなるように、校庭周りの緑化や校庭の一部芝生化等、多様な緑化に取り組みます。学校の建替えや新築、改修・改築、長寿命化の際には、緑化の推進に努めます。

一部の学校においては、多様な生き物が生息できる環境（ビオトープ）づくりに取り組んでいることから、今後も教職員やPTA等の協力を得ながら、環境学習の場として活用できるビオトープの整備を進めていきます。

官公庁、公民館等の公共公益施設においては、利用する人の目を楽しませ、地域にうるおいを与える緑化を進めていきます。

公共公益施設の緑化は、地域における緑化の手本となるように、屋上や壁面緑化等の緑化を推進します。



屋上緑化

### ● 道路の緑化

街路樹の整備を積極的に進めると共に、良好な育成管理に努めます。

街路樹柵に花を植えて花壇にできるよう、制度化を検討します。

駅前広場の整備にあたっては、まちの表玄関に相応しい緑の広場を整備します。

また高速道路沿いの緑化を進めると共に、樹木の良好な育成管理に努めます。



街路樹

### ● 鉄道施設の緑化

鉄道施設の緑化を進めるよう、鉄道各社に要請を行います。

## ② 住宅地の緑化

### ● 緑地協定制度の活用

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する「緑地協定」制度の活用を図り、市民の協力によって緑豊かなまちづくりを進めます。

協定締結者への支援制度の導入を検討します。

### ● 地区計画制度の活用

地域で話し合っただけで決めたまちづくりのルールを都市計画法によって定める「地区計画」制度を活用して、緑化率の設定や生垣化、公開空地制度等により、緑豊かな住宅地をつくりま

### ● 緑化計画制度の検討

建築物の確認申請と連動して、新築・改築住宅の緑化指導や、緑化計画書の提出制度の導入を検討します。

### ● 花と緑のまちなみ登録制度の検討

近隣の5人以上の市民グループが、一定期間、接道部やベランダを花と緑で緑化することを市に登録し、市は登録したグループを支援する「花と緑のまちなみ登録制度」の導入を検討します。

### ● 住宅開発時の緑化指導

住宅開発時に、緑地の確保や緑化について必要な指導を行います。

屋上や壁面、プランターによる緑化等の技術指導を検討します。



接道部の生垣化

### ● 接道部の緑化や生垣化の推進

新築・改築住宅の接道部に対する緑化や生垣化の推進を図り、災害に強く美しい緑のまちなみをつくりま

高齢者が緑の維持管理を続けられるような支援制度の導入を検討します。

### ③ 工場・事業所等の緑化

#### ● 工場・事業所の緑化推進

「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、工場・事業所の緑化を推進します。

小規模の工場・事業所等、その他の民間施設についても、屋上・壁面緑化や外周部等の緑化を推進します。



事業所の緑化

#### ● 緑化協定の締結推進と緑地の保全

「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、工場・事業所の緑化協定の締結推進と緑地の保全を図ります。

事業者が変わっても緑化協定締結が継続されるようなくみと、屋上緑化、壁面緑化等を考慮した条例の見直しを検討します。

#### ● 工場・事業所・大学の市民開放の促進

工場・事業所・大学のスポーツ施設や花の美しい緑地の市民への開放や工場見学を促進し、市民が緑に親しむことができるよう努めます。

### ④ 商業地の緑化

#### ● 花で彩られた魅力ある商店街づくり

花鉢、ハンギングバスケット、窓辺の花飾り、植樹柵の花壇、立体花壇等、花で彩られた商店街の創出をめざします。屋上庭園、壁面緑化、路地緑化、中庭緑化等、立体空間や狭小空間の緑化を進め、商店街の魅力を高めます。



ハンギングバスケット

#### ● 駐車場・駐輪場の緑化

駐車場・駐輪場の緑化を推進するための支援を検討します。

#### ● 緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用

緑が不足している市街地等において一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に一定の緑化を義務づける「緑化地域制度」や、緑の基本計画に定める「緑化重点地区」内において屋上や中庭等を緑化することで課税の特例措置等を受けられる「緑化施設整備計画認定制度」等の活用を検討して、緑の不足する駅前商業地等の緑化を推進します。

#### (4) 緑に親しむひとと文化を育みます

市民との協働により緑を守り育むため、次の施策を推進します。

##### 施策の推進方向と展開

基本方針	施策の推進方向	施策の展開
緑に親しむひとと文化を育みます	①緑を支える 市民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の愛護会・自然保護団体の育成</li> <li>● アダプト制度導入の検討</li> <li>● 「名木百選」の拡充と推進</li> <li>● 花いっぱい花壇づくり(ボランティアサポート)の推進</li> <li>● オープン・ガーデンの普及</li> <li>● 習志野の緑を再発見する活動の展開</li> <li>● 「桜守」による品種桜日本一事業</li> </ul>
	②緑を支えるしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の表彰制度の継続と活用</li> <li>● 緑と花の講習会の開催と相談員の育成</li> <li>● プレイリーダーの育成</li> <li>● 緑のキャラクターづくり</li> <li>● あじさい16万本計画</li> <li>● 「誕生の木」の配布</li> <li>● アカシアの森計画</li> <li>● シェードガーデン植物見本園</li> </ul>
	③緑の情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報・パンフレット・映像等による情報発信</li> <li>● 緑と公園のホームページの充実</li> <li>● 緑のマップ・緑の副読本づくり</li> </ul>
	④緑と水の 計画・調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の基本計画・実施計画の策定</li> <li>● 緑の現況調査の定期的実施</li> <li>● 美しい緑の景観づくりの検討</li> <li>● 公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施</li> <li>● 緑と水のこども探検隊の設立検討</li> <li>● 教育機関との連携</li> <li>● 市民による緑と水の調査・研究</li> </ul>

## ① 緑を支える市民活動の推進

### ● 緑の愛護会・自然保護団体の育成

緑に関する活動を行う市民団体等に対する補助や、団体間の交流の場の創出、情報発信の支援等、緑を支える団体の育成に努めます。



市民による公園管理

### ● アダプト制度導入の検討

市が管理する公園緑地等の「里親」になるボランティアを定め、市民と行政との間でお互いに役割分担を決めて、両者のパートナーシップのもとに清掃・美化活動を進めていく「アダプト制度」の導入を検討します。公園緑地、ハミングロード、公共公益施設、樹林地等で、市民が主体的に公園の維持管理を担うことができるよう、支援を図ります。

### ● 「名木百選」の拡充と推進

名木百選の指定樹木を拡充すると共に、これを用いたウォークラリー等のイベントを展開します。

### ● 花いっぱい花壇づくり(ボランティアサポート)の推進

美しい花壇づくりに取り組むボランティアに対して、花の種の配布等の支援に努めます。



花いっぱい花壇づくり

### ● オープン・ガーデンの普及

オープン・ガーデンは個人の庭をチャリティのために開放し、花と緑を通じて交流を深めるイギリスで始まった活動です。このオープン・ガーデンの普及のための支援、広報活動等を行います。



オープンガーデンのイメージ

### ● 習志野の緑を再発見する活動の展開

「(仮称)習志野音八景」「習志野絵画・写真展」等、身近な緑の姿を再発見する取り組みを推進します。

### ● 「桜守」による品種桜日本一事業

市民、企業、行政が協働で約300種の品種桜を適地に植栽します。また「桜守」を養成し病虫害等の早期発見や夏期の灌水等桜の育成活動を行い、本市の新たな観光資源の創出をめざします。

## ② 緑を支えるしくみづくり

### ● 緑の表彰制度の継続と活用

緑化の推進や緑の保全、またその啓発に功労のあった市民に対する「緑の表彰制度」を継続・拡充していきます。

### ● 緑と花の講習会の開催と相談員の育成

緑化講習会等の緑化技術の教育を実施し、地域の緑化活動の中心となる人材の育成を図ります。

魅力あるまちなみ形成のために、緑化の方法や管理についてアドバイスする緑の相談員の登録・派遣のしくみをつくります。

### ● プレイリーダーの育成

子ども達の野外教育や自然体験活動等をリードする「プレイリーダー」を育成し、市内のイベントへの派遣や、公園へ定期的に配置することを検討します。

### ● 緑のキャラクターづくり

緑に対して興味や親しみを持っていただくため、イメージキャラクターの検討を行います。

デザインや愛称を一般公募する等、市民の関心を高め、愛着の持てるキャラクターをつくります。

### ● あじさい16万本計画

市、市民、事業者が一体となって、市の花アジサイを用いた緑化を推進します。

### ● 「誕生の木」の配布

市内で生まれた赤ちゃんに「アジサイ(市の花)」の苗を配布する事業を継続します。



アジサイ(市の花)

### ● アカシアの森計画

市の木であるアカシアの多様な品種を鑑賞できるアカシアの森広場をつくります。

### ● シェードガーデン植物見本園

都市の住宅では、日光が十分に当たらない庭が多く見られます。そのような庭でもガーデニングを楽しむことができることを紹介し、緑化のきっかけづくりとなるよう、日陰～半日陰の庭の緑化見本園をつくります。



### ③ 緑の情報発信の充実

- 広報・パンフレット・映像等による情報発信

広報・パンフレット・映像等を活用して、市内の緑についての情報を広く発信します。

「関東の富士見百景」に選ばれた茜浜緑道や、「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に選ばれた谷津千潟～幕張新都心の道等、美しい景観に関する情報発信を行っています。



茜浜緑道からの富士山の眺め

- 緑と公園のホームページの充実

インターネットによる情報発信を図るため、習志野市の緑と公園に関するホームページを作成し、内容の充実を図っていきます。

- 緑のマップ・緑の副読本づくり

習志野市の緑の魅力を再認識できるよう、市の緑に関する情報を散りばめた「緑のマップ」や、「品種桜日本一マップ」、環境学習に用いる「緑の副読本」を、市民参加によって作成し、身近な緑の役割や重要性を市民に伝えます。

#### ④ 緑と水の計画・調査・研究

- **緑の基本計画・実施計画の策定**

緑の基本計画で定めた施策を推進するための個別の実施計画を策定します。社会情勢の変化等の必要に応じて緑の基本計画の内容について見直しを図ります。

- **緑の現況調査の定期的実施**

習志野市の緑の現況を把握する調査を定期的に行います。

- **美しい緑の景観づくりの検討**

緑の量的な拡大のみならず、緑豊かな美しくうらおいのあるまちを創出するために、景観法等の活用を図りながら、各種規制、支援等を行います。

- **公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施**

習志野市の公園がどのように利用され、また公園に対してどのようなニーズがあるかを調査し、公園整備に活かします。



公園調査イメージ

- **緑と水のこども探検隊の設立検討**

こども達への環境教育の一環として、こどもの目から見た習志野市の緑の姿を把握することを目的として、習志野市の緑と水の魅力や改善点を発見する探検隊の設立を検討します。

- **教育機関との連携**

緑に関する共同研究や緑の活用手法の提案等、大学等の研究機関との連携を図ります。

- **市民による緑と水の調査・研究**

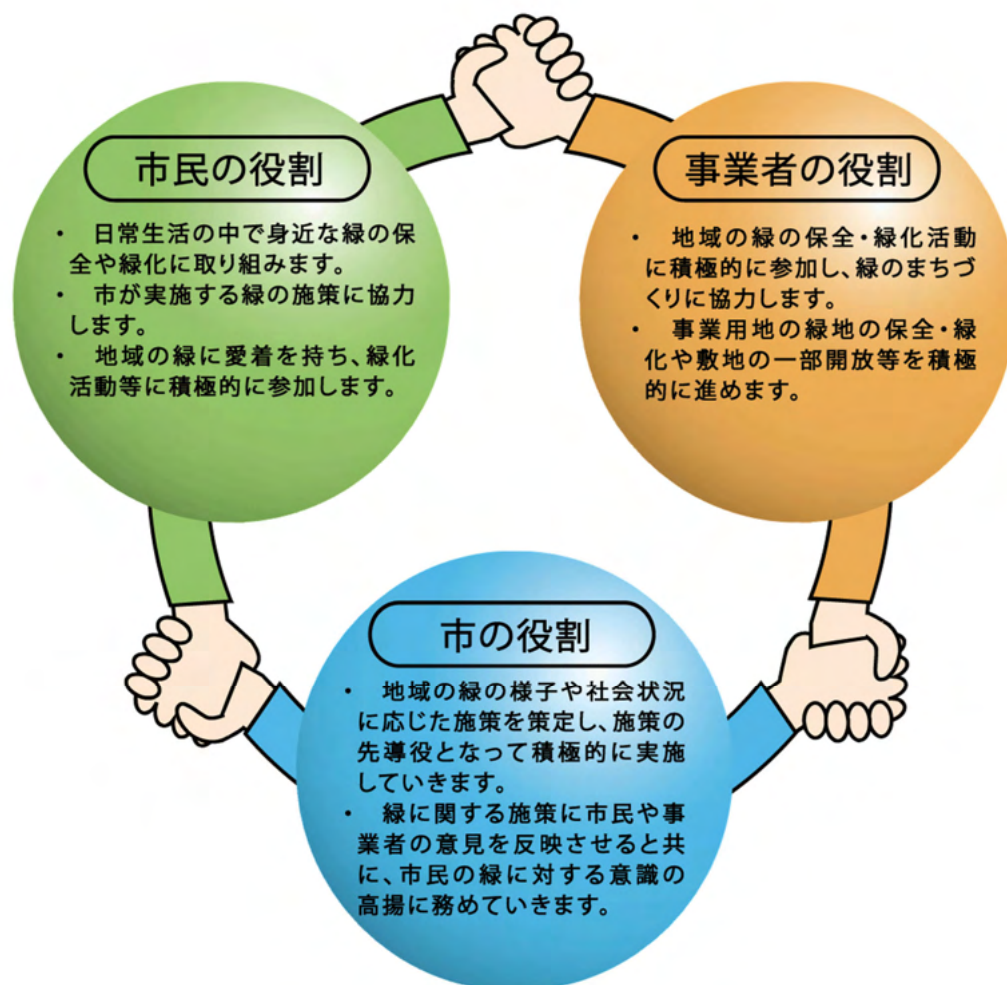
市民団体や市民カレッジの修了生といった市民ボランティアによる緑の評価や、特定外来生物種の状況調査等、市民との協働による緑と水の調査・研究の成果を取り入れていきます。

## 2 施策の推進方針

### (1) 計画の主体と役割

習志野市の緑の施策を推進していくためには、市、市民、事業者のそれぞれが協力・連携しながら、自主的かつ積極的に行動することが不可欠です。

本計画では、事業の推進主体とそれぞれの役割を次のように定めます。



各施策の役割分担

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	市	市民	事業者
貴重な緑の財産を守ります	干潟や海辺の保全と活用	干潟を所管する国が実施する保全事業への協力	●	○	
		干潟に親しむ機会の推進	●	○	
		ウォーターフロントの創出	●	○	
	優れた自然環境の保全と活用	湿地を有する国内外の自治体との交流	●	○	
		特別緑地保全地区の指定検討	●	○	
		自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大	●	○	
		身近な水辺の保全	●	○	
		里山の保全と里山に親しむ機会の推進	●	○	
	習志野らしい歴史・文化的環境の保全	樹木医による樹木診断事業	●		
		文化財の指定継続と活用	●		
		社寺林の保全	●	○	
	農地の保全と活用	ふるさと歴史散歩ルートの設定と活用	●	○	
		生産緑地地区の保全	●	○	
		農用地区域の保全	●	○	
		市民農園の保全	●	○	○
未利用農地の活用		●	○	○	
緑の拠点をつくります	都市公園の整備	住区基幹公園の整備	●	○	
		市民の様々な利用に向けた公園の整備	●	●	
		借地公園の導入検討	●	○	
		立体都市公園制度の活用	●	○	○
		総合公園の整備	●	○	
		風致公園の整備	●	○	
	緑のネットワークの構築	都市緑地の整備	●	○	
		ハミングロードの再整備等	●	●	
		香りの道づくり	●	●	
	公共施設緑地の整備	緑道の整備	●	○	
		街路樹の再整備	●		
		公共施設緑地の整備	●		
	防災に役立つ緑の整備	防災公園の整備	●	○	
		公園緑地・河川等の防災機能の向上	●		
		幹線道路の緑化	●		
公園の運営・管理	既存の公園緑地の魅力アップと利用促進	●	○		
	省エネルギー対策	●			
	公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木管理	●			
	指定管理者制度の導入検討	●		○	
	公園台帳等の整備	●			
緑でつながるまちなみをつくります	公共公益施設の緑化	公園施設の保守プラン検討	●		
		公共公益施設の緑化	●		
		道路の緑化	○		●
	住宅地の緑化	鉄道施設の緑化	○		●
		緑地協定制度の活用	●	●	
		地区計画制度の活用	●	○	
		緑化計画制度の検討	●	○	
		花と緑のまちなみ登録制度の検討	●	○	
	工場・事業所等の緑化	住宅開発時の緑化指導	●	○	
		接道部の緑化や生垣化の推進	●	●	
		工場・事業所の緑化推進	●		●
	商業地の緑化	緑化協定の締結推進と緑地の保全	●		○
		工場・事業所・大学の市民開放の促進	○		●
		花で彩られた魅力ある商店街づくり	○	○	●
	緑に親しむひとと文化を育みます	緑を支える市民活動の推進	駐車場・駐輪場の緑化	●	
緑地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用			●		
緑の愛護会・自然保護団体の育成			●	●	
アダプト制度導入の検討			●	●	
名木百選の拡充と推進			●	○	
緑を支えるしくみづくり		花いっぱい花壇づくり(ボランティアサポート)の推進	●	●	
		オープン・ガーデンの普及	●	●	
		習志野の緑を再発見する活動の展開	●	●	
		「桜守」による品種桜日本一事業	●	○	○
		緑の表彰制度の継続と活用	●		
緑の情報発信の充実		緑と花の講習会の開催と相談員の育成	●	●	
		ブレイリーダーの育成	●	●	
		緑のキャラクターづくり	●	●	
		あじさい16万本計画	●	○	○
		アカシアの森計画	●		
緑と水の計画・調査・研究	誕生の木の配布	●			
	シェードガーデン植物見本園	●			
	広報・パンフレット・映像等による情報発信	●			
	緑と公園のホームページの充実	●			
	緑のマップ・緑の副読本づくり	●	○		
緑と水の計画・調査・研究	緑の基本計画・実施計画の策定	●			
	緑の現況調査の定期的実施	●	○		
	美しい緑の景観づくりの検討	●	○		
	公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	●	○	○	
	緑と水のこども探検隊の設立検討	●	○		
教育機関との連携	●		●		
市民による緑と水の調査・研究	●	●			

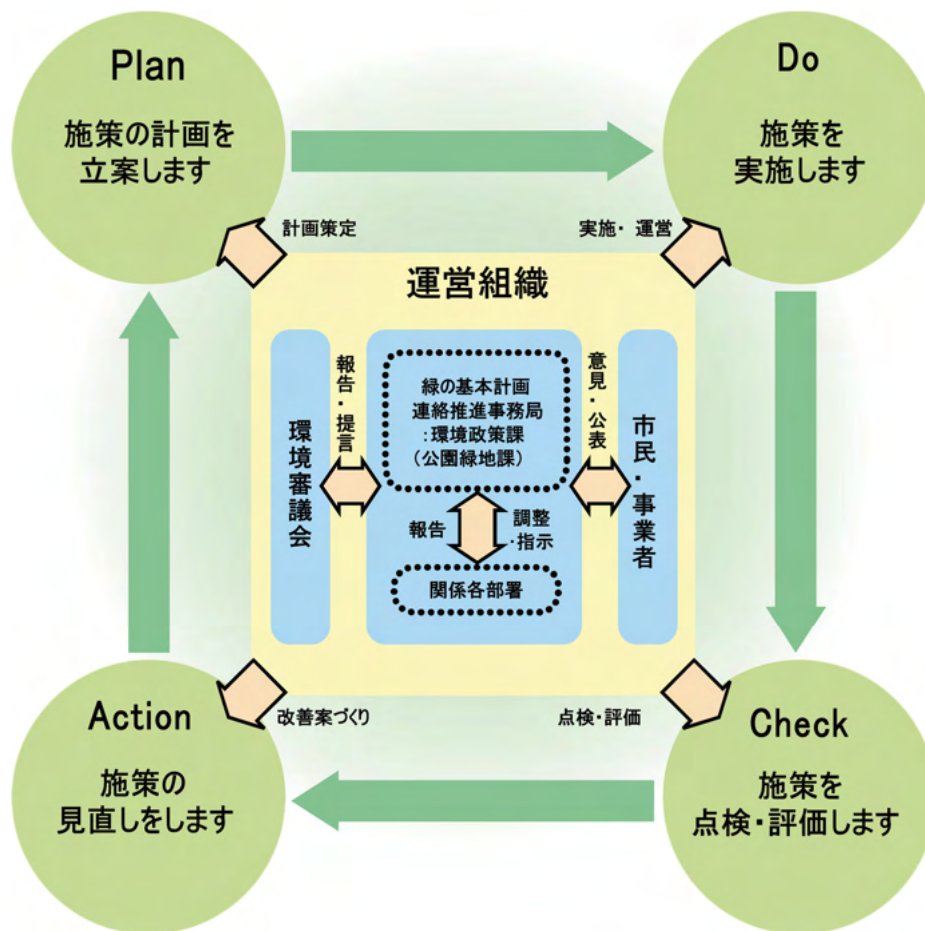
●全体的に取り組む ○協力的に取り組む

## (2) 各施策の推進スケジュール

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	短期 (H19～H27)	中期 (H28～R2)	長期 (R3～R7)	
貴重な緑の財産を守ります	干潟や海辺の保全と活用	干潟を所管する国が実施する保全事業への協力	●	→	→	
		干潟に親しむ機会の推進	●	→	→	
		ウォーターフロントの創出			●	→
		湿地を有する国内外の自治体との交流	●	→	→	
	優れた自然環境の保全と活用	特別緑地保全地区の指定検討	●	→	→	→
		自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大	●	→	→	→
		身近な水辺の保全	●	→	→	→
		里山の保全と里山に親しむ機会の推進	●	→	→	→
	習志野らしい歴史・文化的環境の保全	樹木医による樹木診断事業			●	→
		文化財の指定継続と活用	●	→	→	→
		社寺林の保全	●	→	→	→
	農地の保全と活用	ふるさと歴史散歩ルートの設定と活用			●	→
		生産緑地地区の保全	●	→	→	→
		農用地区域の保全	●	→	→	→
		市民農園の保全	●	→	→	→
緑の拠点をづくりります	都市公園の整備	未利用農地の活用	●	→	→	
		住区基幹公園の整備	●	→	→	
		市民の様々な利用に向けた公園の整備	●	→	→	
		借地公園の導入検討		●	→	→
	緑のネットワークの構築	立体都市公園制度の活用			●	→
		総合公園の整備			●	→
		風致公園の整備	●	→	→	→
		都市緑地の整備	●	→	→	→
	公共施設緑地の整備	ハミングロードの再整備等	●	→	→	→
		香りの道づくり		●	→	→
		緑道の整備	●	→	→	→
	防災に役立つ緑の整備	街路樹の再整備	●	→	→	→
		公共施設緑地の整備	●	→	→	→
		防災公園の整備	●	→	→	→
	公園の運営・管理	公園緑地・河川等の防災機能の向上	●	→	→	→
幹線道路の緑化		●	→	→	→	
既存の公園緑地の魅力アップと利用促進		●	→	→	→	
省エネルギー対策		●	→	→	→	
緑でつながるまちなみをつくりります	公共公益施設の緑化	公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木管理	●	→	→	
		指定管理者制度の導入検討	●	→	→	
		公園台帳等の整備	●	→	→	
	住宅地の緑化	公園施設の保守管理検討			●	→
		公共公益施設の緑化	●	→	→	→
		道路の緑化	●	→	→	→
		鉄道施設の緑化	●	→	→	→
	工場・事業所等の緑化	緑地協定制度の活用	●	→	→	→
		地区計画制度の活用	●	→	→	→
		緑化計画制度の検討	●	→	→	→
	商業地の緑化	花と緑のまちなみ登録制度の検討	●	→	→	→
		住宅開発時の緑化指導	●	→	→	→
		接道部の緑化や生垣化の推進	●	→	→	→
	緑に親しむひとと文化を育みます	緑を支える市民活動の推進	工場・事業所・大学の市民開放の促進	●	→	→
			工場・事業所の緑化推進	●	→	→
緑化協定の締結推進と緑地の保全			●	→	→	
花で彩られた魅力ある商店街づくり			●	→	→	
緑を支えるしくみづくり		駐車場・駐輪場の緑化	●	→	→	→
		緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用	●	→	→	→
		緑の愛護会・自然保護団体の育成	●	→	→	→
		アダプト制度導入の検討	●	→	→	→
緑の情報発信の充実		名木百選の拡充と推進	●	→	→	→
		花いっぱい花壇づくり(ボランティアサポート)の推進	●	→	→	→
		オープン・ガーデンの普及	●	→	→	→
		習志野の緑を再発見する活動の展開	●	→	→	→
緑と水の計画・調査・研究		「桜守」による品種桜日本一事業			●	→
		緑の表彰制度の継続と活用	●	→	→	→
		緑と花の講習会の開催と相談員の育成	●	→	→	→
	プレイリーダーの育成	●	→	→	→	
緑と水の計画・調査・研究	緑のキャラクターづくり	●	→	→	→	
	あじさい16万本計画	●	→	→	→	
	アカシアの森計画			●	→	
	誕生の木配布	●	→	→	→	
緑と水の計画・調査・研究	シェードガーデン植物見本園			●	→	
	広報・パンフレット・映像等による情報発信	●	→	→	→	
	緑と公園のホームページの充実	●	→	→	→	
	緑のマップ・緑の副読本づくり	●	→	→	→	
緑と水の計画・調査・研究	緑の基本計画・実施計画の策定	●	→	→	→	
	緑の現況調査の定期的実施	●	→	→	→	
	美しい緑の景観づくりの検討	●	→	→	→	
	公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	●	→	→	→	
緑と水の計画・調査・研究	緑と水のこども探検隊の設立検討	●	→	→	→	
	教育機関との連携	●	→	→	→	
	市民による緑と水の調査・研究	●	→	→	→	

### (3) 施策の推進と評価・見直しの方法

各々の施策を実施していくにあたっては、事業サイクルを設定し、地域の状況や社会情勢の変化、各事業の取り組み状況に対応して、「計画(Plan)」「実施(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Action)」を順に行う「PDCAサイクル」によって、施策毎の推進と評価・見直しを図っていきます。



見直しの際には、各施策の取り組み状況を広く公表し、アンケート調査等を通じて施策の評価を図っていきます。

また、市民団体や市民カレッジの修了生等、市民ボランティアによる緑の評価を取り入れて、施策の展開を図っていきます。

施策の進捗や緑の現況等については、年次の報告書(環境白書)を通じて明らかにしていきます。

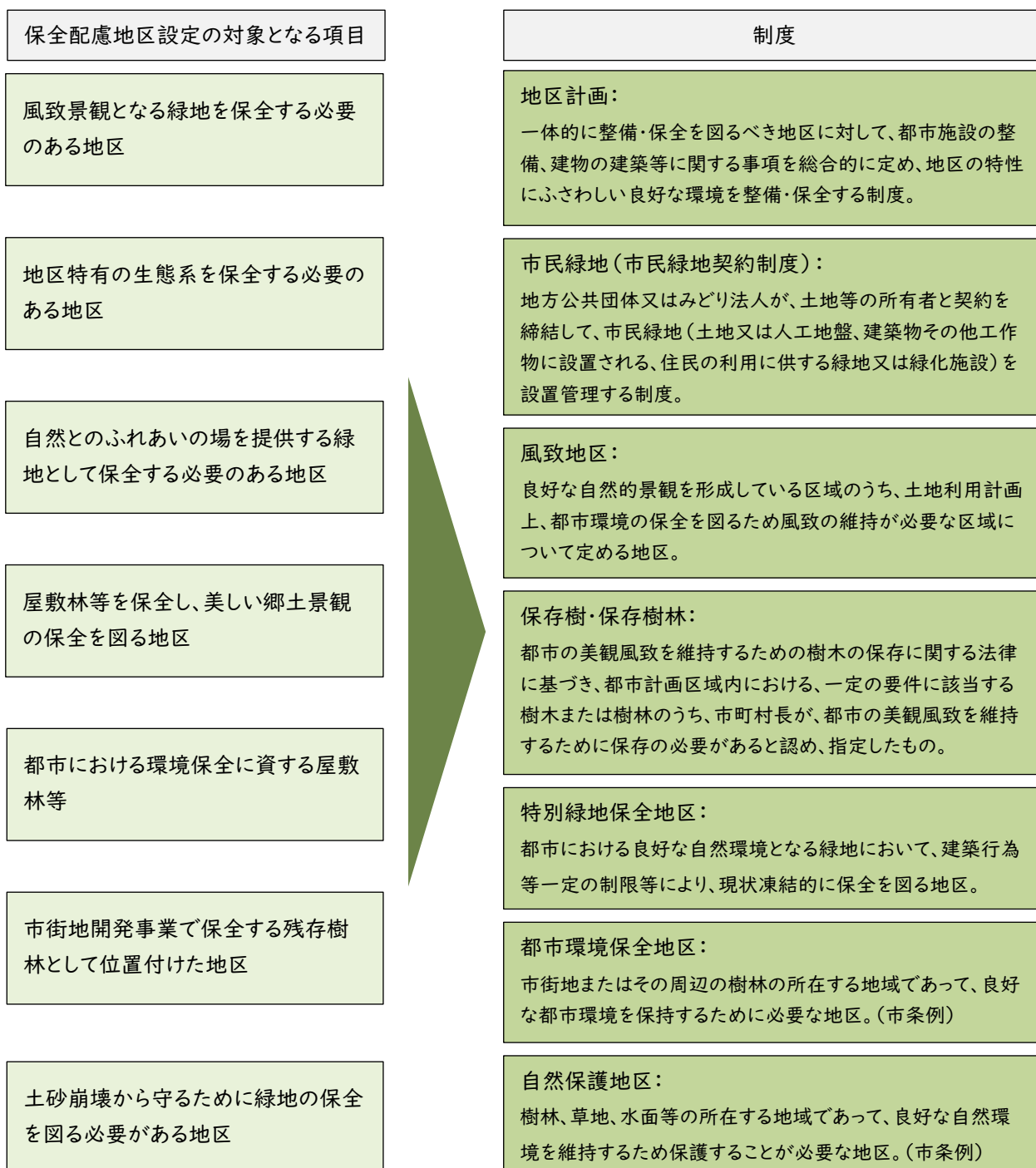
## 第7章 保全配慮地区・緑化重点地区

## I 保全配慮地区の設定

保全配慮地区は、風致景観や生態系の保全、市民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から、緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区について設定し、地区内の詳しい緑地保全の方針を明らかにするものです。

保全配慮地区は、次のような項目が設定の対象となり、これと関連する次のような制度を用いて、緑地の保全事業を推進していくことが可能です。

### 保全配慮地区

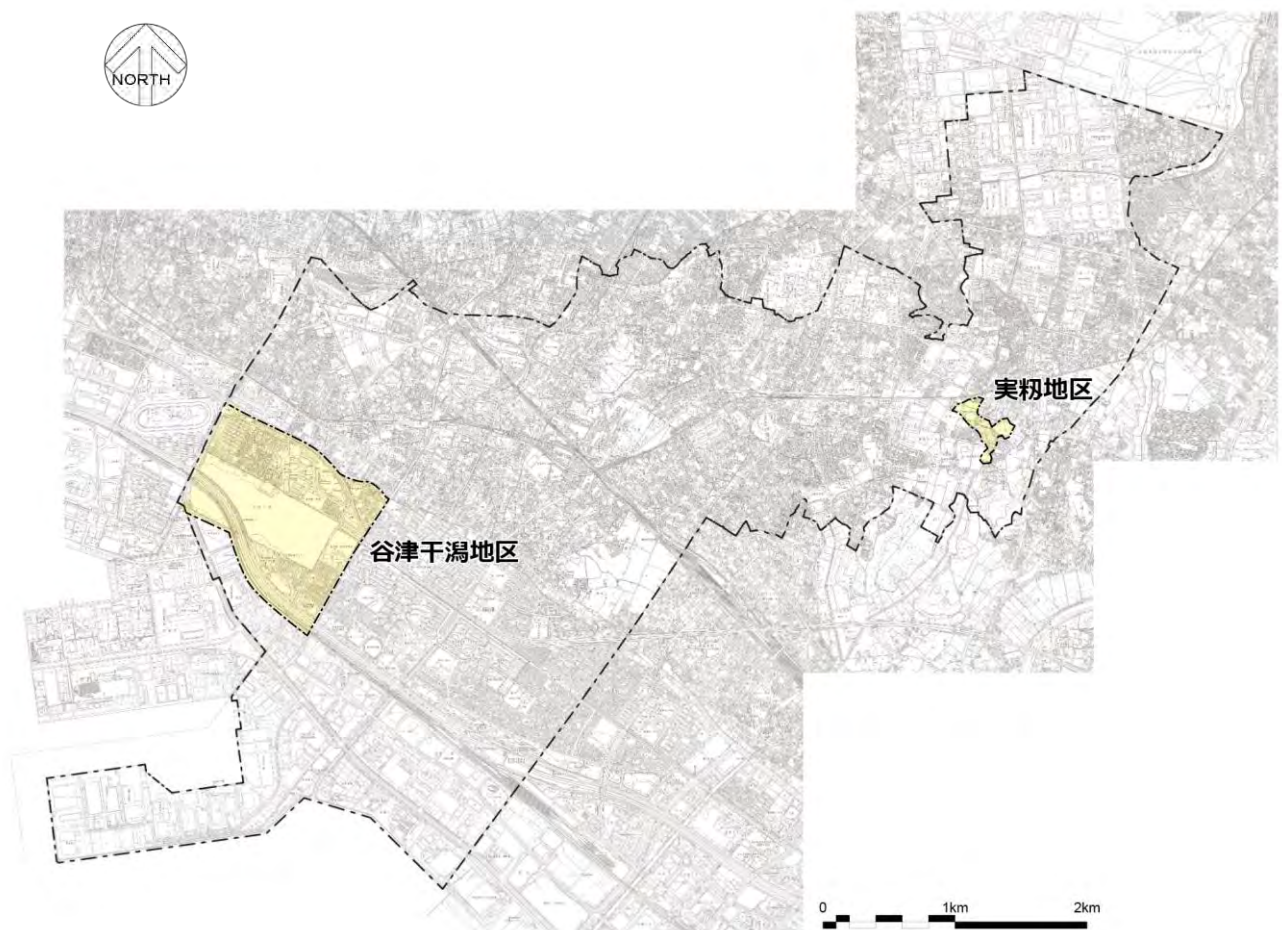




本計画では、「総合的な緑地の配置方針」に示した「緑と水の拠点」から、以下の2つの地区について保全配慮地区を設定します。

- 谷津干潟地区
- 実籾地区

保全配慮地区位置図

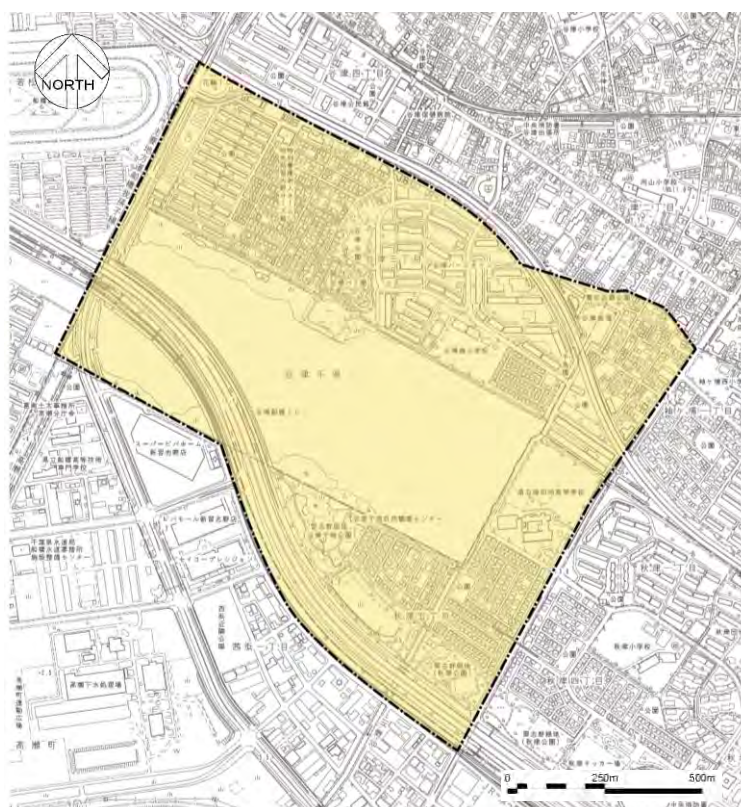


## (1) 谷津干潟地区

### ① 地区の現況と課題

- 本地区は、谷津干潟、習志野緑地（谷津干潟公園）、谷津公園等で構成されています。
- 谷津干潟は、全域が国指定鳥獣保護区に指定されており、また一部を除いて特別保護地区に指定されています。谷津干潟は、全国有数のシギ・チドリ類の渡来地であり、平成5（1993）年6月には、湿地として日本で初めてラムサール条約に登録されました。
- 近年の環境省による調査結果では、海水の滞留による干出面積の減少、アオサ類の大量繁殖、枯死物の堆積や腐敗による底生生物の減少など、水鳥類の採餌環境の悪化が影響されています。また、増えすぎたアオサの腐敗による悪臭は、近隣住民の生活環境にも影響を与えます。
- 環境省では、平成22（2010）年度以降、「国指定谷津鳥獣保護区保全事業」として、底生生物やアオサの腐敗状況のモニタリング、水路の堆積物除去、干潟の嵩上げ等の様々な方法で、干潟の保全や周辺環境改善に向けた取り組みを実施しました。その結果、嵩上げ箇所では、鳥類の休憩する様子が認められる等の変化が確認され、干潟の干出面積も増加したと推定されています。

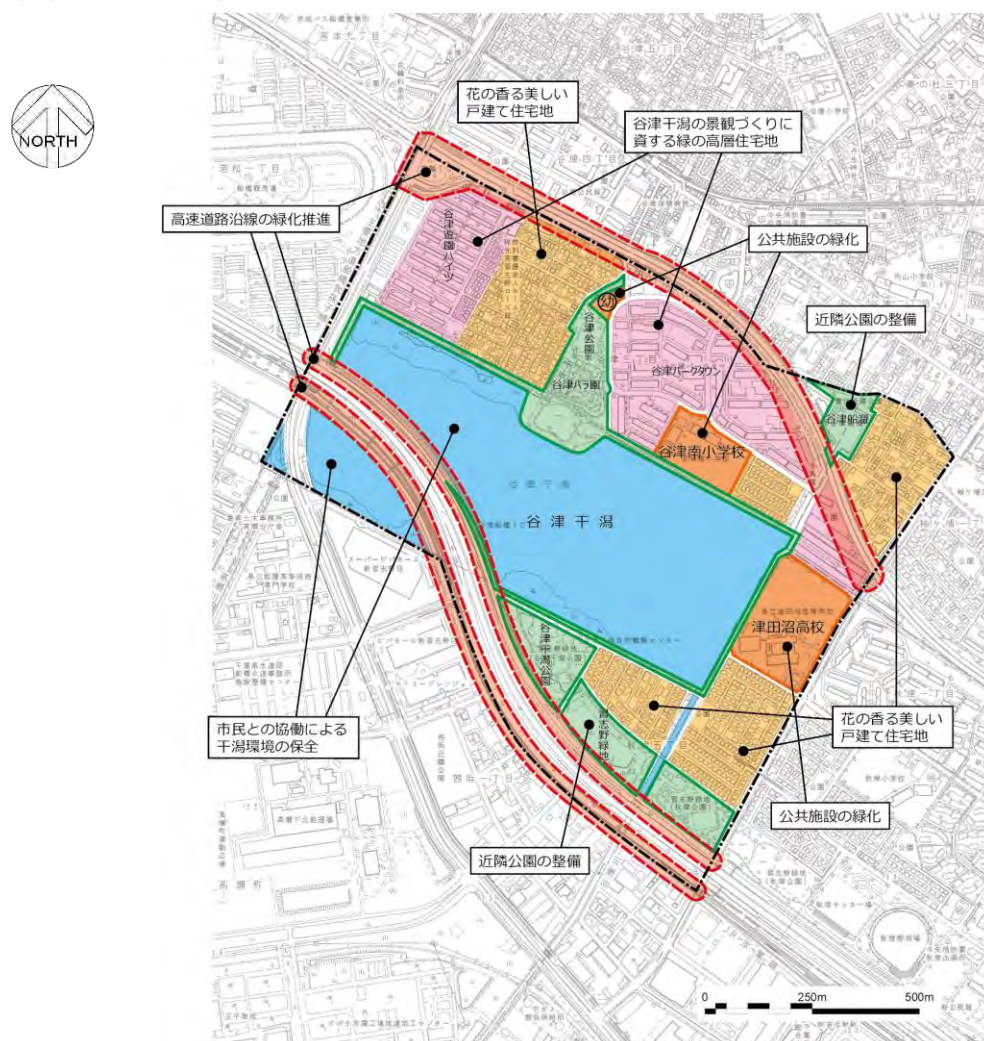
谷津干潟地区 区域図



## ② 保全の目標と基本方針

保全の目標	“人々の憩いと自然観察の拠点となる干潟環境の保全”
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国でも有数のシギ・チドリ類の渡来地で、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟について、国指定鳥獣保護区の指定継続を図ると共に、今後とも干潟環境の保全に取り組んでいきます。</li> <li>● 習志野緑地（谷津干潟公園）や谷津公園は、人々の憩いの場、自然観察の場としての運営を継続します。</li> <li>● 干潟の管理及び保全にあたっては、干潟を所管する国が実施する取り組みに、全面的に協力します。</li> <li>● 国内外の湿地を抱える自治体間で連携を図り、水鳥の保護と、それを通じた人的交流を図ります。</li> </ul>

谷津干潟地区方針図

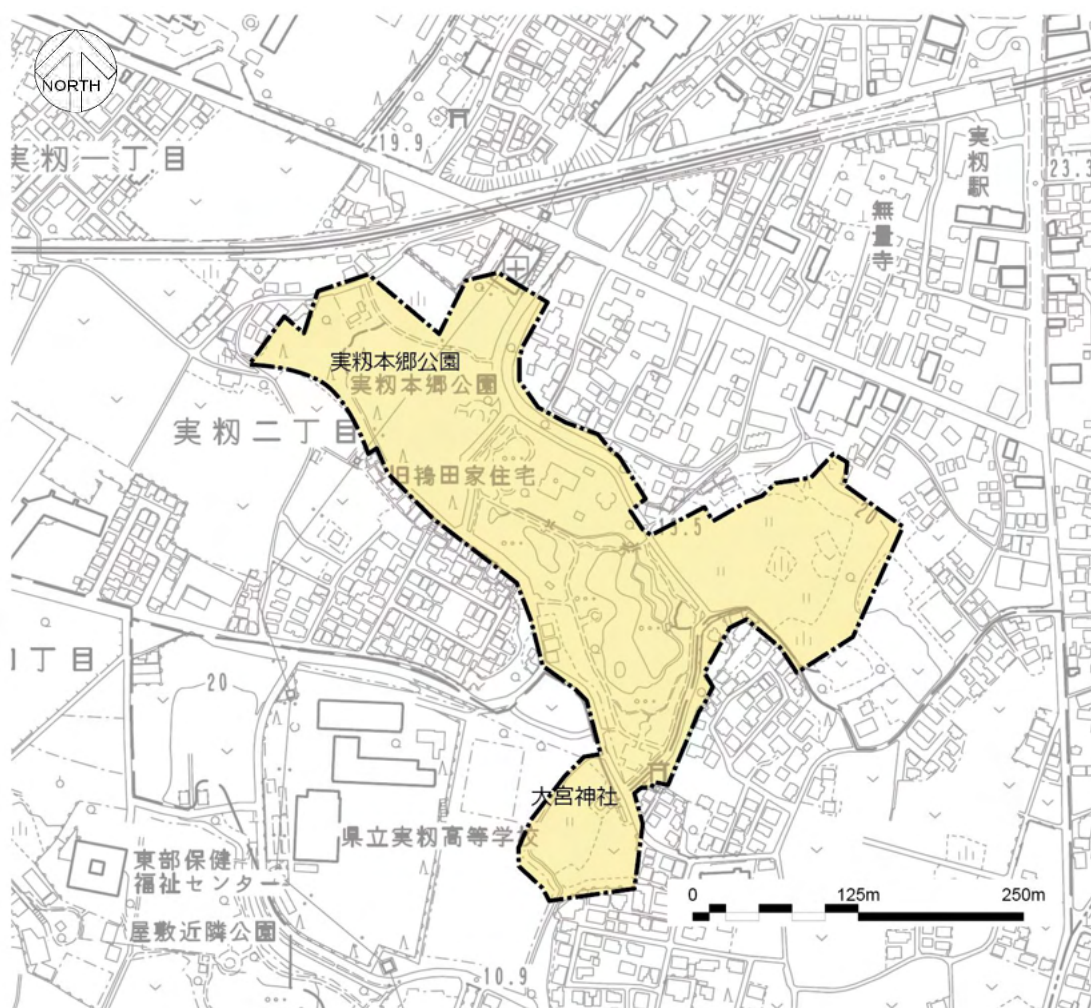


## (2) 実朮地区

### ① 地区の現況と課題

- 本地区は、実朮自然保護地区、実朮都市環境保全地区、実朮本郷公園及びその予定地等で構成されています。
- 自然保護地区は谷津田、都市環境保全地区は樹林地となっています。
- 習志野市長期計画においては、実朮自然保護地区を含めた周辺をビオトープとして整備し、習志野市の原風景と多様な生態系の保全、歴史的・文化的な社会教育の場、緑の拠点としていくことが示されています。
- 都市環境保全地区以外にも斜面林が残っており、これらの保全策を講じる必要があります。

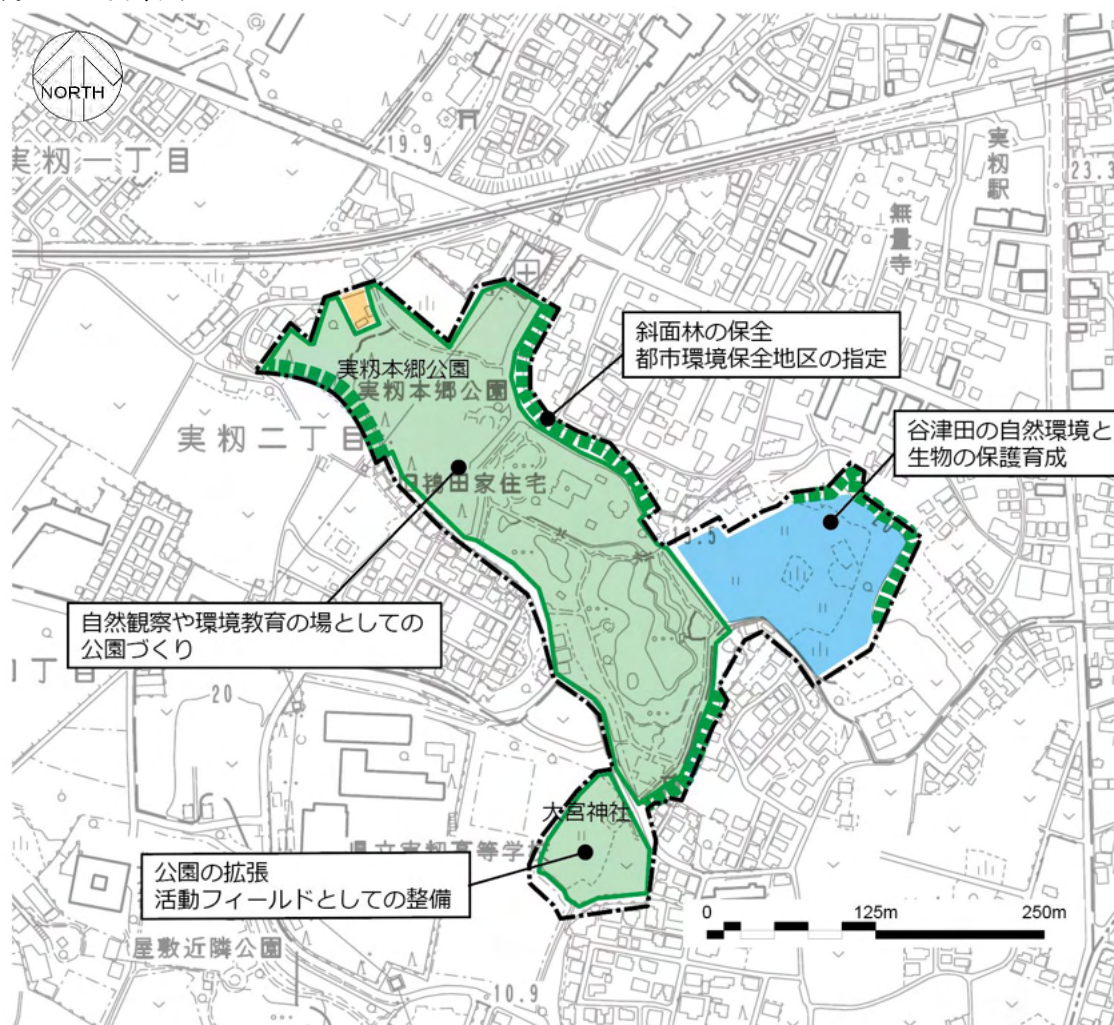
実朮地区 区域図



## ② 保全の目標と基本方針

<p>保全の目標</p>	<p>“自然と親しむことのできる習志野の原風景の保全”</p>
<p>基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな自然環境や田園風景の維持・保全を図りながら、自然観察や自然とのふれあいの場として、また子ども達の環境教育の場として活用を図ります。</li> <li>● 自然保護地区の谷津田は、自然環境と生き物の保護育成を図ります。</li> <li>● 地区の南側に公園を拡張し、活動フィールドとなる広場の整備を図ります。</li> <li>● 斜面林に対して都市環境保全地区の指定の拡大や、法律に基づく保存樹林の指定を検討します。</li> <li>● 自然保護活動団体や地域の人々との連携を図りながら、樹林の保存、生物の生息地の管理を行います。</li> </ul>

実朮地区方針図



## 2 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、緑化の重点的な推進を図るべき地区について設定し、地区内の詳しい緑化の方針を明らかにするものです。この地区に対しては、市の緑化のモデルとなるよう集中的に緑化事業を進めていきます。

### 緑化重点地区設定の対象となる項目

- 駅前等の都市のシンボルとなる地区
- 特に緑の少ない地区
- 風致地区等で都市の風致の維持・創出が特に重要な地区
- 一時避難場所の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- 緑化の推進に関して住民の意識が高い地区
- 市街地開発事業の予定地区
- 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- 都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- 公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

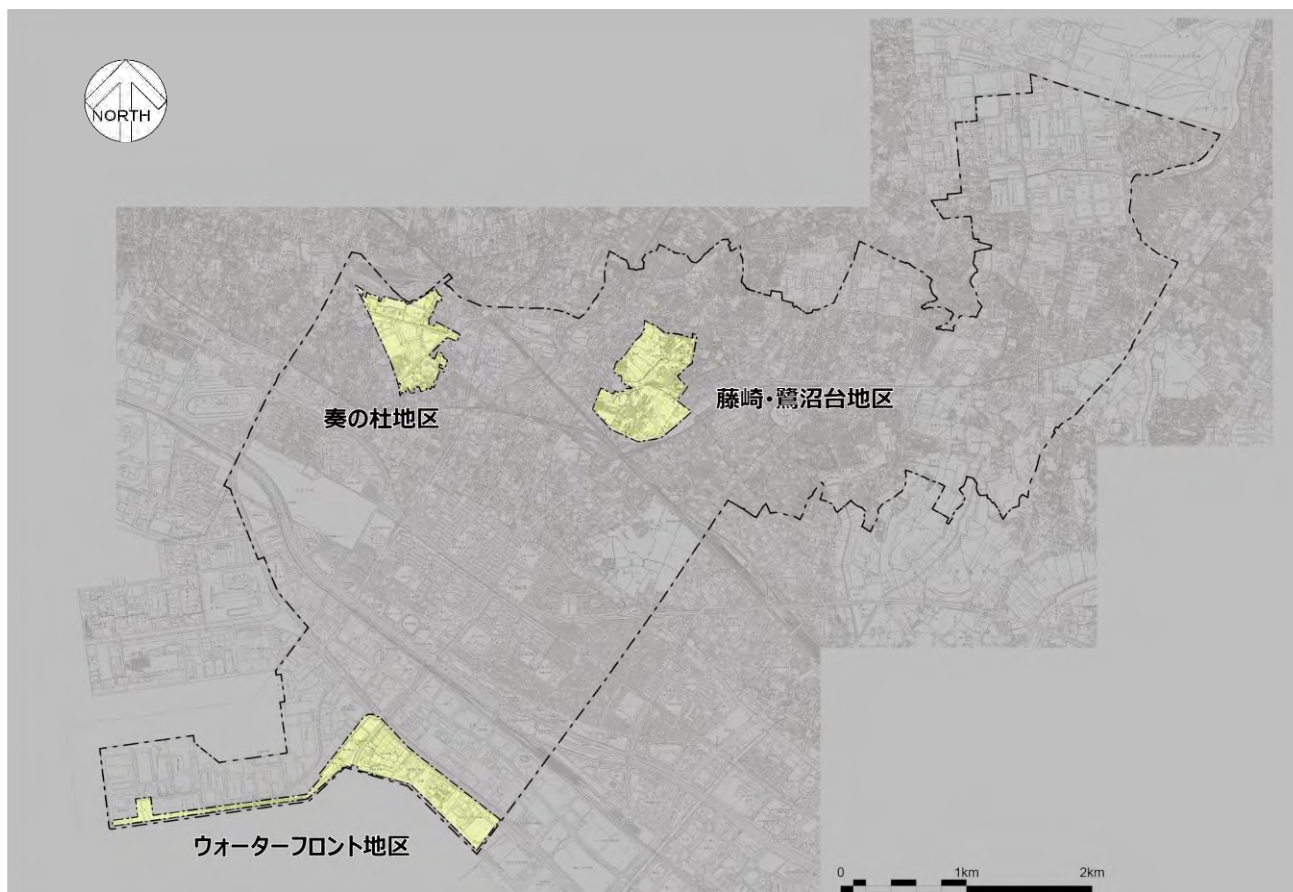
ほかに、次のような制度を用いて、緑化事業を推進していくことが可能です。

- 緑地協定
- 市民緑地（市民緑地契約）
- 地区計画
- 緑化地域 等

本計画では、「総合的な緑地の配置方針」に示した「緑と水の拠点」及び「緑と水の副拠点」から、以下の3つの地区について緑化重点地区を設定します。

- 藤崎・鷺沼台地区
- ウォーターフロント地区
- 奏の杜地区

緑化重点地区位置図

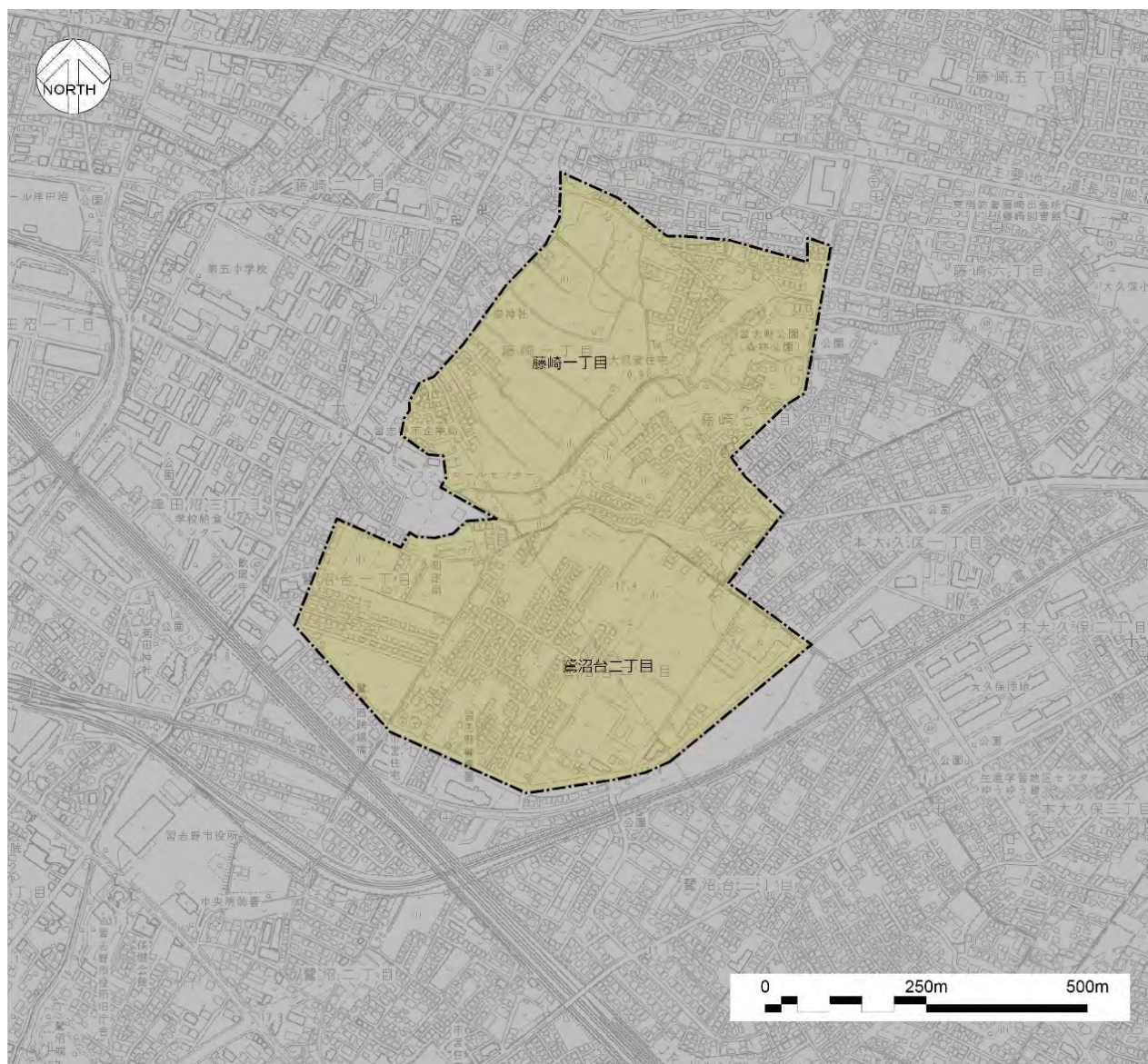


## (1) 藤崎・鷺沼台地区

### ① 地区の現況と課題

- 本地区は、現在全域が市街化調整区域であり、地区の大部分は畑地に利用されています。谷津地形には斜面林が残っており、自然環境として貴重なものとなっています。
- 農地の一部は、未利用農地や住宅地等へ土地利用が変化しつつあり、適切な土地利用の誘導を図ることが必要です。
- 本地区の北側には藤崎堀込貝塚があり、周辺環境を含めた文化財の保全を図ることが必要です。

藤崎・鷺沼台地区 区域図

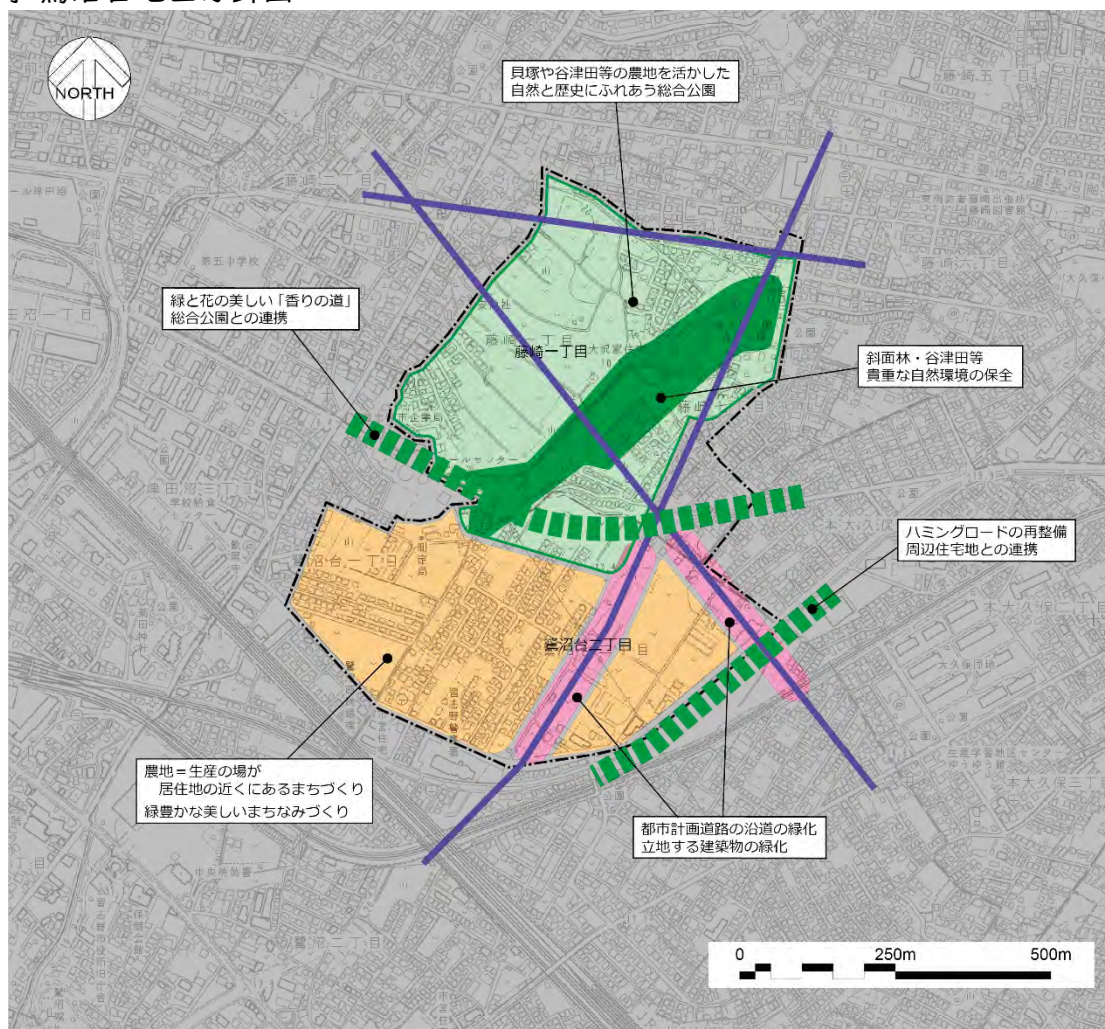




## ② 緑化推進の目標と基本方針

緑化の目標	“自然と歴史を活かした緑の拠点と緑あふれるまちの創出”
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 藤崎・鷺沼台の市街化調整区域内に位置する藤崎森林公園を拡充し、総合公園を整備します。県指定史跡・藤崎堀込貝塚等貴重な文化財や周辺の谷津田と一体となった、自然と歴史にふれあう拠点とします。また斜面林・谷津田等、貴重な自然環境を保全します。</li> <li>● ハミングロード及び香りの道は、緑と水の軸として、緑と水と花の美しい道として整備します。</li> <li>● 都市計画道路とその沿線は、積極的に緑化を図ります。</li> <li>● 周辺の住宅地との調和を図りながら、緑の美しいまちなみを創出します。</li> </ul>

藤崎・鷺沼台地区方針図



## (2) ウォーターフロント地区

### ① 地区の現況と課題

- 本地区は、東京湾に面した業務地区と、海浜公園・茜浜緑地といった緑地の連続する地区となっています。
- 東京湾を一望する海辺の景観が得られる地区となっています。また茜浜緑地は、国土交通省関東地方整備局の「関東の富士見百景」に認定されています。
- 東京湾沿岸部は、東京湾全体の環境に配慮した上で、ウォーターフロントのあり方を検討する必要があります。

ウォーターフロント地区 区域図



## ② 緑化推進の目標と基本方針

緑化の目標	“海とふれあえる美しいウォーターフロントの創出”
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 臨海部は、海浜レクリエーション空間の整備を進め、海とふれあうことのできる拠点とします。</li> <li>● 海辺の景観を活かした都市緑地を整備します。</li> <li>● 公共公益施設は、積極的な緑化を図ります。</li> <li>● 富士見展望台の整備を図ります。</li> </ul>

ウォーターフロント地区方針図

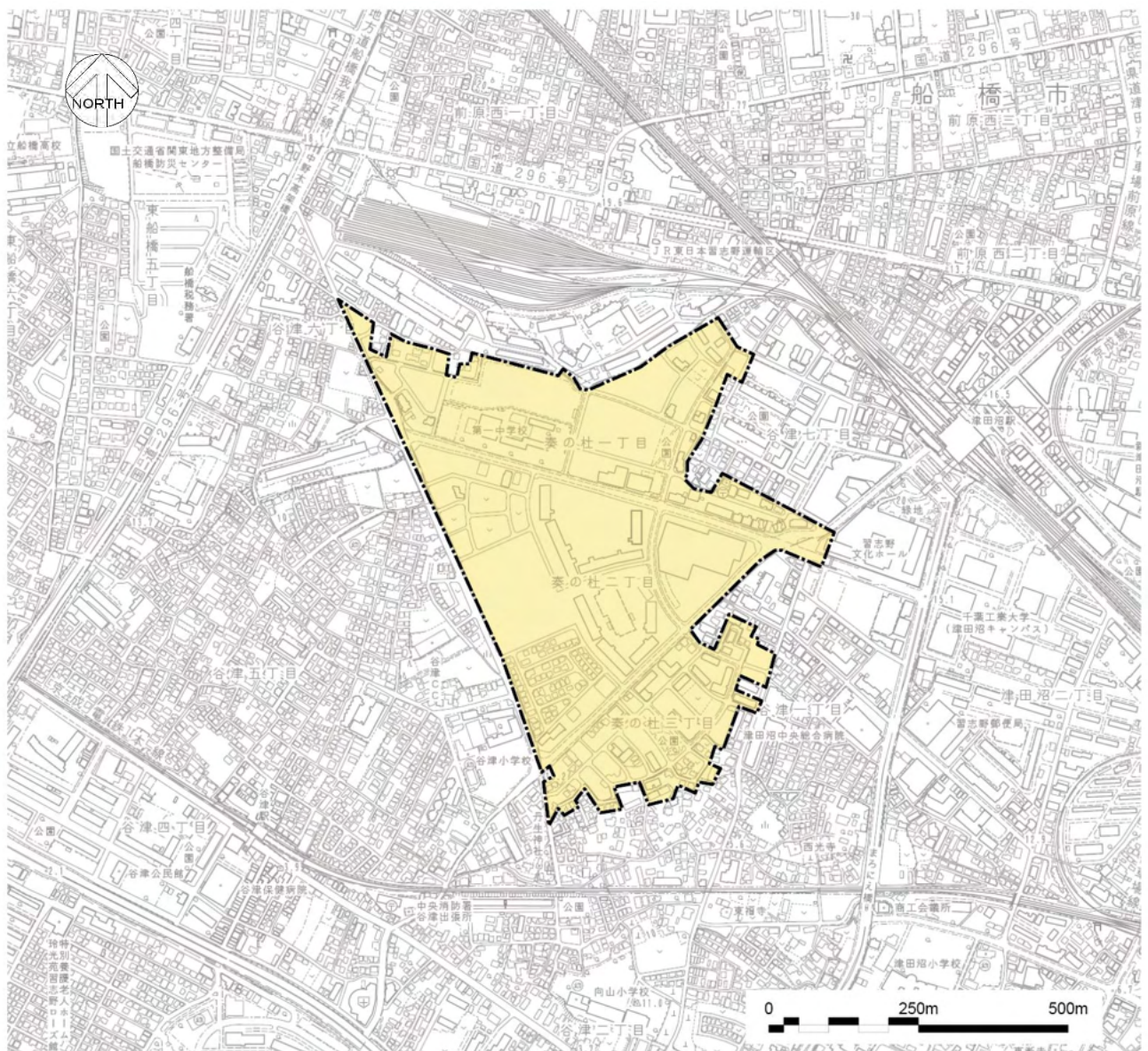


### (3) 奏の杜地区

#### ① 地区の現況と課題

- JR津田沼駅の南口に隣接した地区であり、土地区画整理事業によって、中心市街地として商業地区・都市型住宅地等の複合的な土地利用が計画され、積極的な緑化が図られました。持続的に緑を守り育てることが必要です。

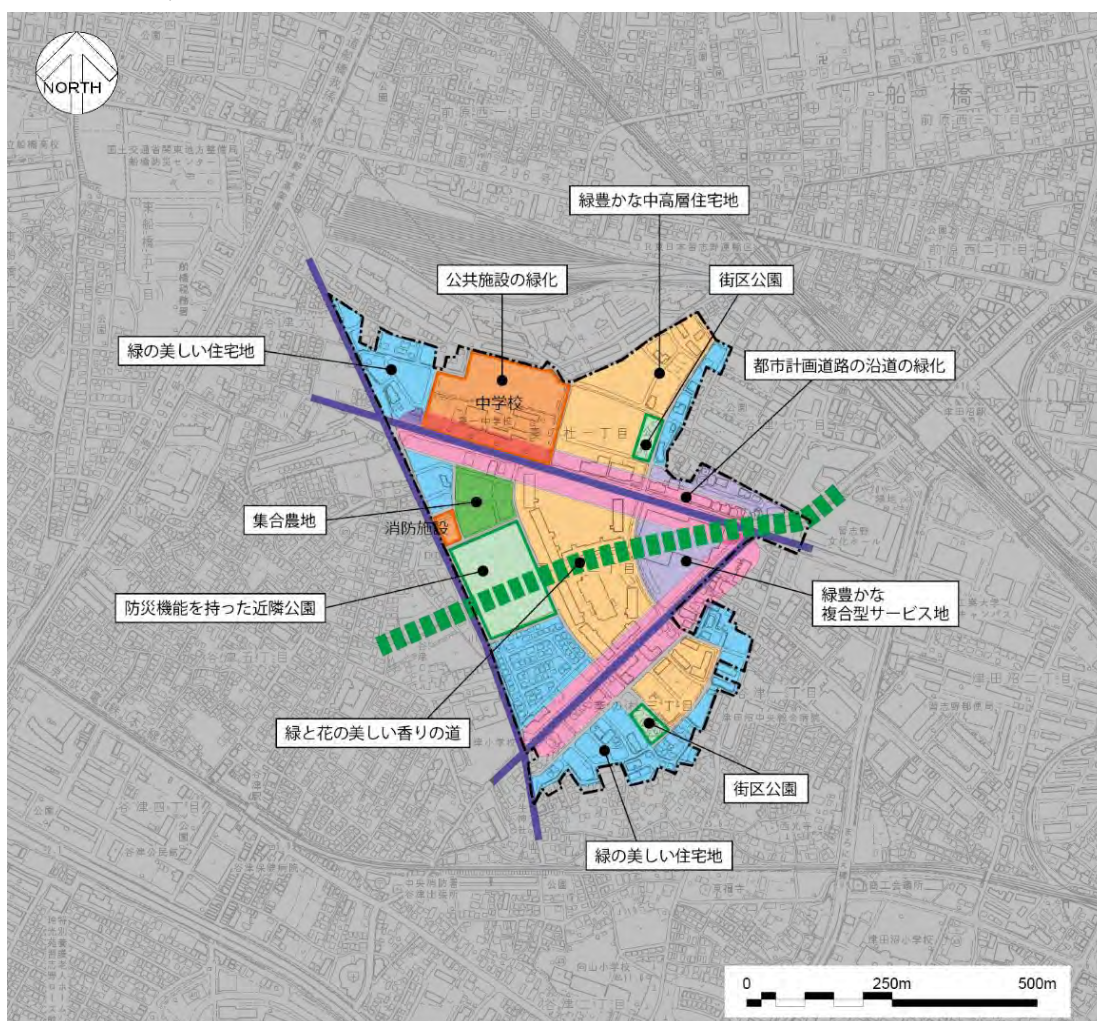
奏の杜地区 区域図



## ② 緑化推進の目標と基本方針

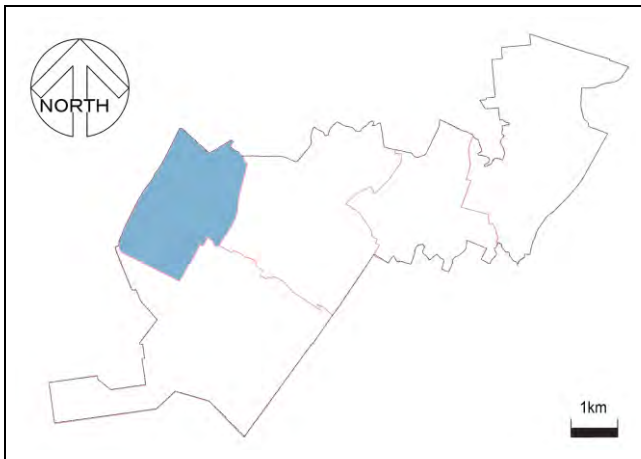
緑化の目標	“快適なまち歩きを楽しめる緑豊かな公園都市の創出”
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅に隣接した新しい市街地として、商業施設や高層住宅地は、緑豊かな都市環境を創出する地区とします。</li> <li>● 地区の南西側は、近隣公園と集合農地の連続した緑の帯を形成し、身近な憩いの場とします。</li> <li>● 香りの道は、緑と花の美しい道として近隣公園との連携を図っていきます。</li> <li>● 中層・低層住宅地は、緑と花のまちなみを持続的に守り育てます。</li> <li>● 都市計画道路とその沿線は、緑の保全に努めます。</li> </ul>

奏の杜地区方針図



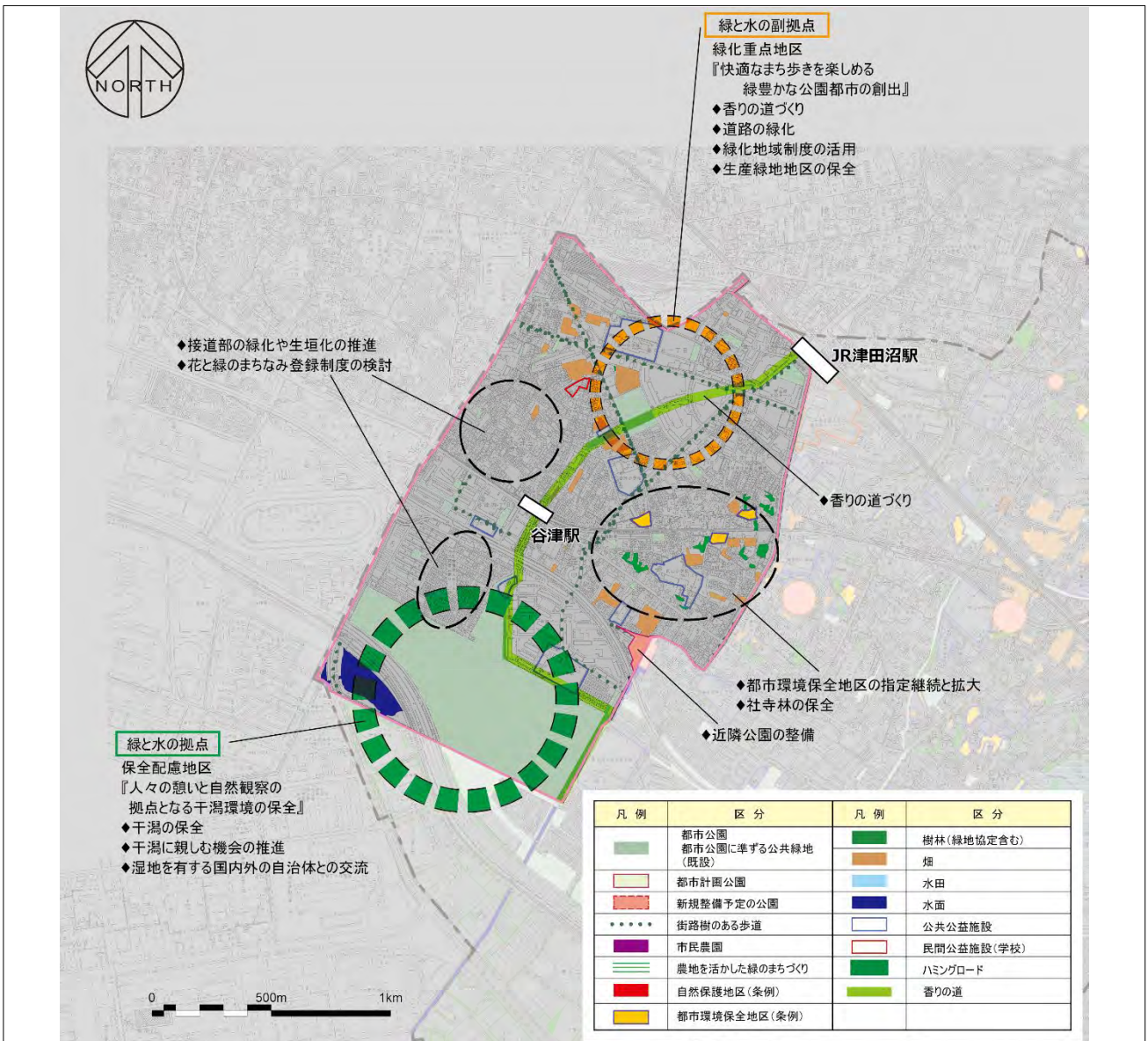
## 第8章 地区別の計画

# I 谷津・向山地区

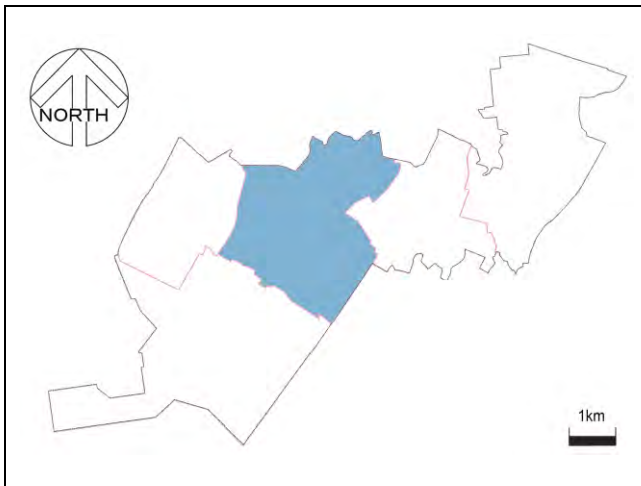


谷津・向山地区は、2つのコミュニティから構成される地区です。北部のJR津田沼駅・京成谷津駅を拠点とした文化・教育施設、商業施設が集中している地域、南部の谷津干潟といった美しい緑の景観が広がる地域があります。

谷津・向山地区 主な施策の展開図



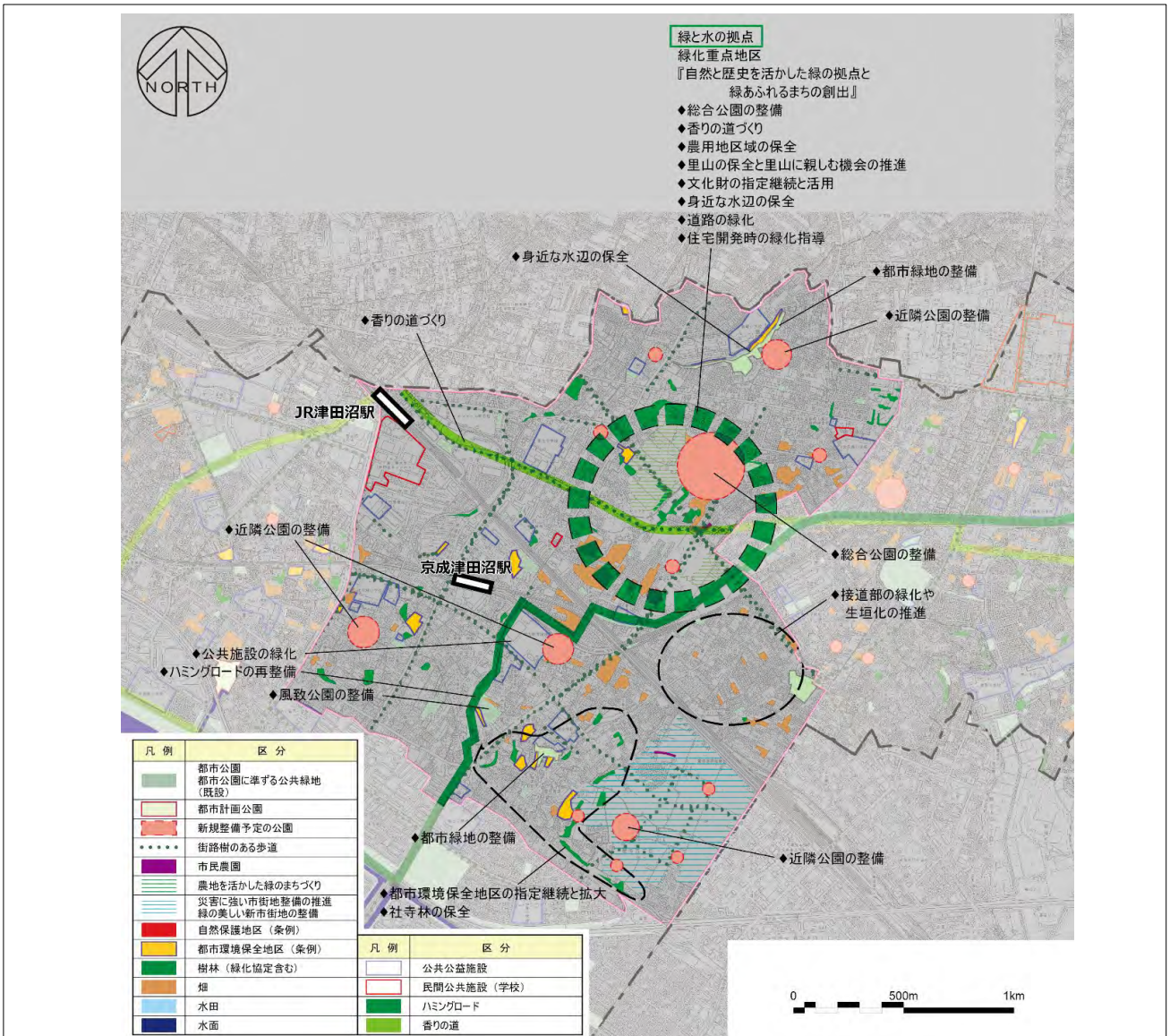
## 2 藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地区



藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地区は、3つのコミュニティから構成される地区です。

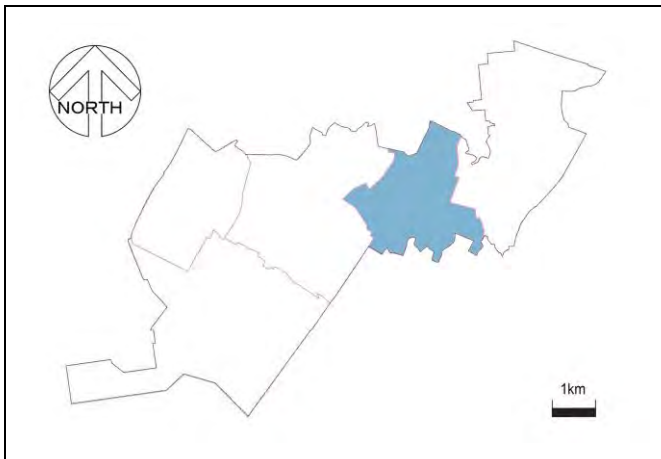
JR津田沼駅・新津田沼駅、京成津田沼駅を中心とした市街地部分と、地区の中央部と南部に広がる農地があります。南部の農地は、市街化調整区域となっていますが、土地区画整理事業に伴って市街化区域に編入される予定となっています。近隣公園や街区公園を整備し、環境や景観に配慮した市街地の整備を図っていく必要があります。

藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地区 主な施策の展開図



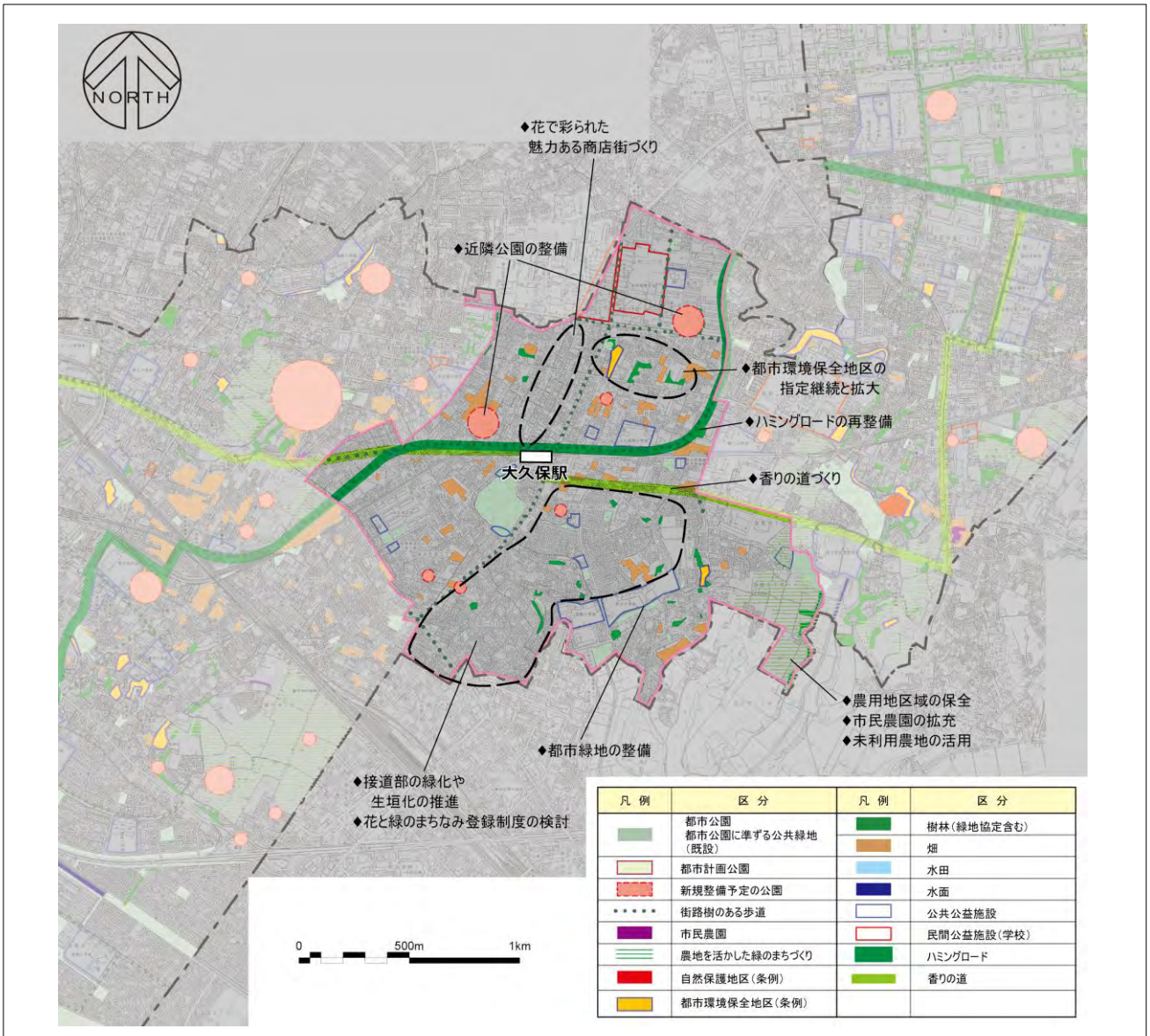


### 3 大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷地区



大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷地区は、2つのコミュニティから構成される地区です。中央公園、京成大久保駅を中心に、北部に大学等の文教施設が立地しています。

大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷地区 主な施策の展開図

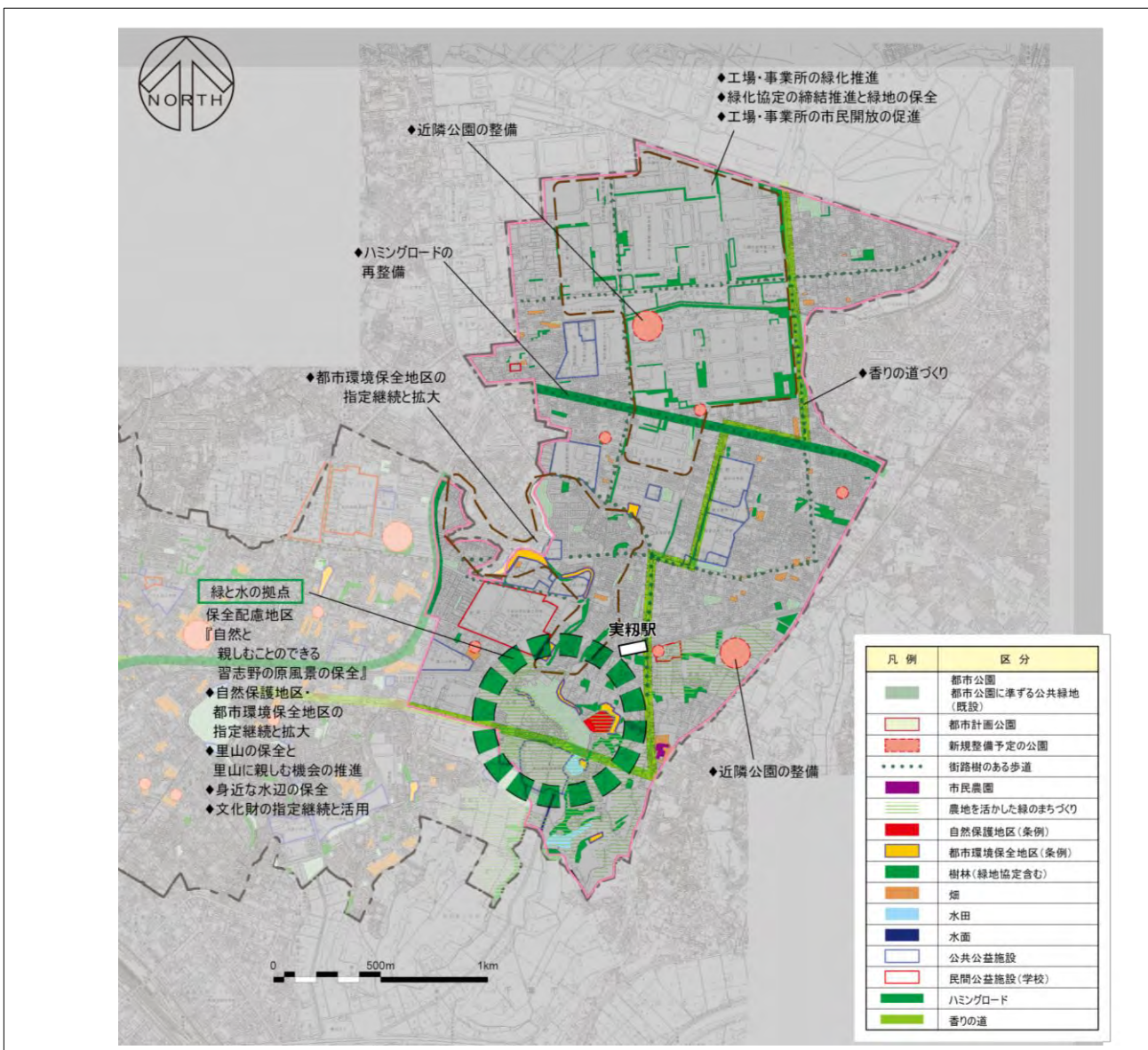


## 4 実花・東習志野・実籾・新栄地区

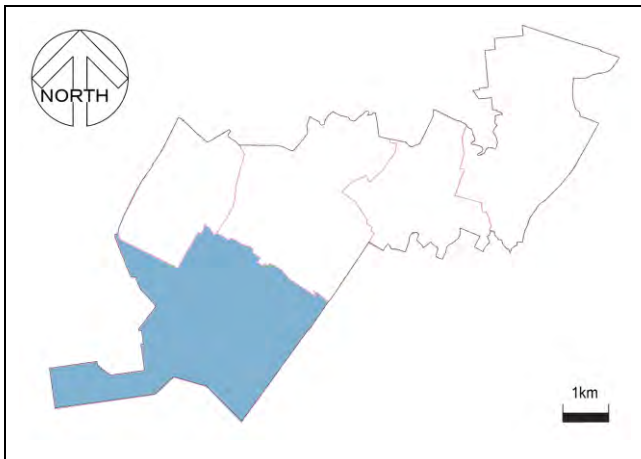


実花・東習志野・実籾・新栄地区は、3つのコミュニティで構成される地区です。地区は大きく分けて、北部の工業地域と、南部の自然豊かな農地に代表されます。中央には京成実籾駅があり、市街地の整備が進められています。

実花・東習志野・実籾・新栄地区 主な施策の展開図

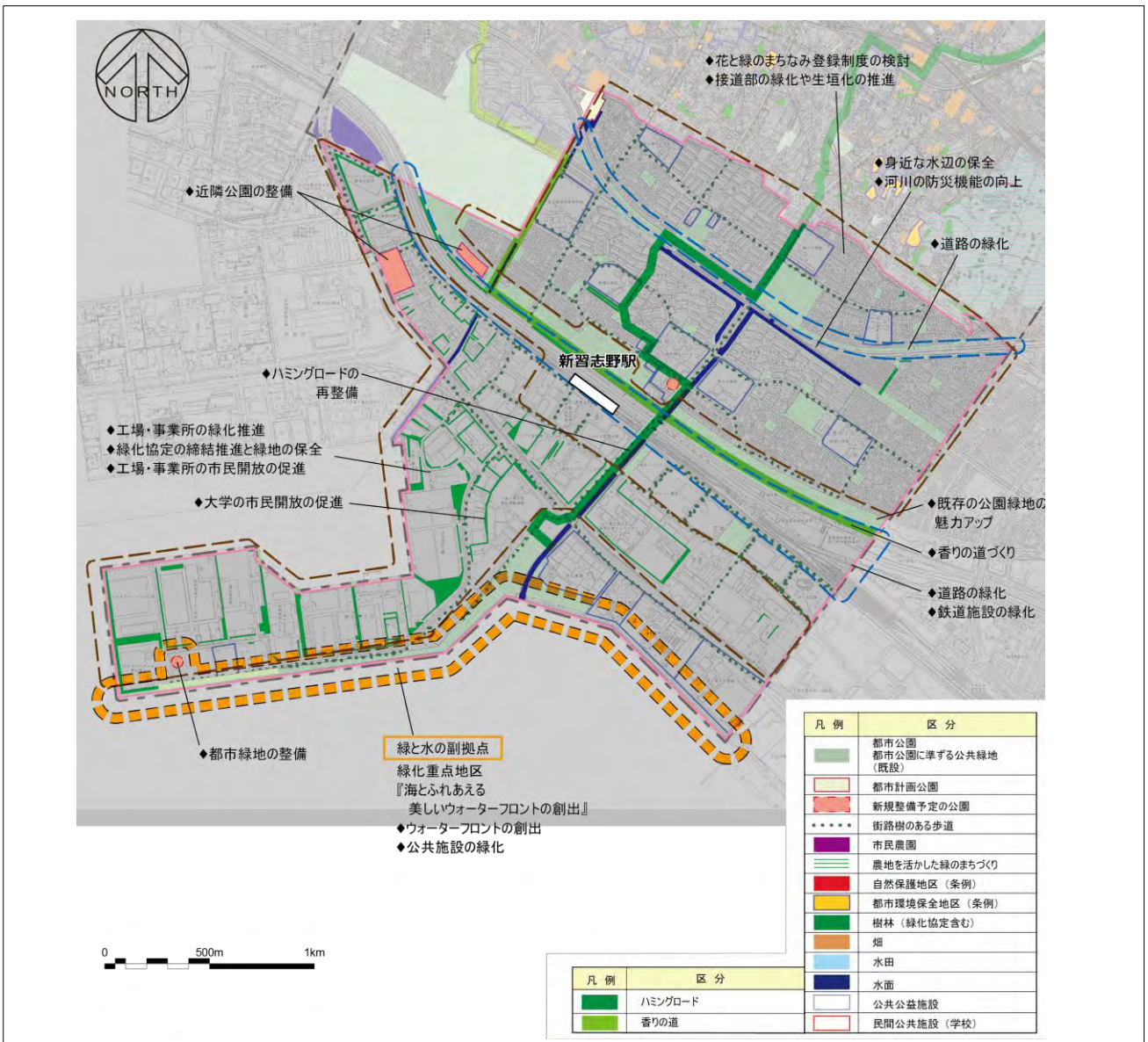


## 5 袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区



袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区は、4つのコミュニティで構成される地区です。東京湾に面した海浜の埋立によって計画的に整備された地区であり、JR新習志野駅を中心とした業務地、京葉線以南の工業地、北部の住宅地とに明確に区分されています。また、公園緑地が計画的に配置されており、緑地の豊かな地区でもあります。

袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地区 主な施策の展開図



## 第9章 參考資料

## I 用語の説明

---

あ行

### ウォーターフロント

海・川・湖等に面する水際の地帯。

か行

### 環境負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。(市条例)

### グリーンインフラ

安全・安心な国土形成、適正な管理、生活の質の向上、持続可能な社会の形成等の課題に、自然環境が有する機能(景観形成、生物の生息・生育、浸水対応、健康・レクリエーションの場、延焼防止、温暖化の緩和等)を活用して解決を図る取り組み。

### 協働

同じ目的のために、協力して取り組むこと。

### 公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。海・川・湖等に面する水際の地帯。

### 公募設置管理制度(Park-PFI)

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。(平成15(2003)年9月創設)

## 里山

市街地等の近くにあつて、人々の生活と結びつた山や森林のこと。

## 市街化区域

都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

## 市街化調整区域

都市計画法に基づいて設定される、自然環境や農業等を保全するために、市街化を抑制すべき区域のこと。

## 施設緑地

都市公園の他、都市公園以外の公園緑地に準じる機能を持つ施設として、公共施設緑地と民間施設緑地に区分される。

## 自然保護地区

樹林、草地、水面等の所在する地域であつて、良好な自然環境を維持するため保護することが必要な地区。(市条例)

## 市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市マスタープラン)

住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の意向を反映させながら策定する都市づくりの総合的な指針。

## 指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、施設の設置の目的を効果的に達成するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくこと。(平成15(2003)年9月創設)

## 市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として野菜等の栽培を行うことができるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

## 市民緑地認定制度

民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。（平成29（2017）年の都市緑地法改正で創設）

## 住区基幹公園

近隣住区内の住民の日常的な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

## 親水

海岸や河川等において、水にふれあい親しむこと。

## 生産緑地地区

緑地機能及び多目的保留地機能を有する市街化区域内の農地を保全するため、都市計画に定める地区。

た行

## 地域制緑地

一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

## 地区計画

一体的に整備・保全を図るべき地区に対して、都市施設の整備、建物の建築等に関する事項を総合的に定め、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全する制度。

## **鳥獣保護区・特別鳥獣保護地区**

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣を積極的に保護繁殖させる場所として、環境庁長官または都道府県知事が設定する区域。特別鳥獣保護地区は、絶滅の恐れのある鳥獣の生息地、渡り鳥の飛来地及び中継地、集団繁殖地等の全国的に見て重要な鳥獣の生息地に設定される区域。

## **特別緑地保全地区**

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為等一定の制限等により、現状凍結的に保全を図る地区。

## **都市環境保全地区**

市街地またはその周辺の樹林の所在する地域であって、良好な都市環境を保持するために必要な地区。(市条例)

## **都市基幹公園**

市町村に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースとして、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園、運動公園に区分される。

## **都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点より都市の将来像を明確にし、その実現へ向けての道筋を明らかにしたもの。都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして知事が定める。

## **都市計画法**

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。



## 都市公園

都市公園法の第2条において定義されるもので、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、この2つの他に大規模公園、国営公園を含めたもの。

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配慮する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良質な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上をとして配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられている植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区=幹線道路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

※色付きの項目は、習志野市に該当する都市公園

## 都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。

## 都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。

な行

## ネットワーク

網状の組織。緑と水のネットワークは、都市の構造を構成する緑や水辺等を連結することで、相互の機能の向上が期待される。

は行

## ヒートアイランド現象

地表面が人工的構造物に覆われることによる緑被地の減少や、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等を原因として起こる、都市部が郊外に比べて気温が高くなって等温線が島状になる現象。

## ビオトープ

特定の生物群が生存できるような、特定の環境条件を備えた地域。生物を意味するBioと、場所を意味するTopeとを合成したドイツ語で、直訳すると「生物生息空間」。

## 保全配慮地区

緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区として、都市緑地法に規定している緑の基本計画に任意に定める事項のひとつ。

## 保存樹・保存樹林

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木または樹林のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。

## ま行

### 緑のふるさと基金事業

緑豊かな街づくりの推進を図るため設置した基金で、次の使途で運用する。

1. 緑や水辺の環境の保全又は整備に必要な事業の財源に充てるとき。
2. 緑化思想の普及と啓発の事業に要する財源その他緑化に参加協力する市民及び団体が行う各種事業活動に要する財源に充てるとき。
3. 上記2つに掲げるもののほか、緑のふるさと基金の設置目的を達成するために市長が特に必要と認める事業に要する財源に充てるとき。

(市条例)

## 民間施設緑地

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ緑地。

## や行

### 谷津田

谷津地形の低湿地に設けられている田んぼ。

## 谷津地形

平地に突き出た丘と丘の間に、低湿地が挟まれた地形。

## 湧水

地中から水が自然にわき出ること。また、その水。都市部では開発によって枯渇が進み、美しい水資源として湧水地の保全が求められている。

## ら行

### ラムサール条約

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」をいい、イランのラムサールにおいて1971年に締結された。湿地を水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系としてとらえ、幅広く保全・再生を呼びかけている。

### 緑化施設整備計画

緑化重点地区内の建築物の敷地内において緑化施設を整備しようとする者が、市町村の認定を申請するために作成する当該緑化施設の整備に関する計画のこと。認定を受けた場合は固定資産税の課税の軽減等の支援措置が受けられることとなり、緑の少ないオフィス街等の緑化が推進されることとなる。

### 緑化重点地区

緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として、都市緑地法に規定している緑の基本計画に任意に定める事項のひとつ。

### 緑地協定

都市緑地法の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化の推進に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

## 緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度

地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができる。(平成29(2017)年の都市緑地法改正で創設)

わ行

### ワークショップ

まちづくり等について、様々な立場の人が参加し、技術や知恵を持ち寄って、共同作業により解決案を考えたり、提案を行うこと。

英字

### NPO法人

非営利の社会活動をする民間組織(NPO)の中で、特定非営利活動促進法に基づいて法人としての認証を受けた団体。

### SDGs

国連総会(平成27(2015)年9月)で採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)。国際社会共通の2030年までに実現する17の目標(地球環境や都市、雇用、格差問題の解決など)。

## 2 習志野市緑の基本計画の検討経緯

緑の基本計画策定等に関わる経過

年月日	会議名等	内容
～平成18(2006)年3月	習志野市緑の基本計画 現況調査・評価の実施	
平成18(2006)年 7月5日	第1回習志野市環境審議会	・緑の基本計画の概要について
平成18(2006)年 7月24日	第1回習志野市環境審議会 自然保護・緑化推進部会	・現況調査及び評価について ・計画の基本目標について
平成18(2006)年 10月31日	第2回習志野市環境審議会 自然保護・緑化推進部会	・緑の基本計画素案について
平成18(2006)年 11月17日	第3回習志野市環境審議会	・緑の基本計画素案について
平成18(2006)年 12月15日 ～平成19(2007)年 1月15日	パブリックコメント実施	
平成19(2007)年 2月2日	第3回習志野市環境審議会 自然保護・緑化推進部会	・パブリックコメント結果について
平成19(2007)年 3月12日	第4回習志野市環境審議会	・緑の基本計画の承認
平成19(2007)年3月	習志野市緑の基本計画策定	
平成27(2015)年 2月2日	第3回習志野市環境審議会	・緑の基本計画の改訂版の承認
平成27(2015)年3月	習志野市緑の基本計画改訂版策定	
令和4(2022)年5月	第1回習志野市環境審議会	・緑の基本計画の改訂版の承認
令和4(2022)年度	習志野市緑の基本計画改訂版策定	

習志野市環境審議会委員名簿

(敬称略)

委嘱区分	氏名	備考
市議会議員	○宮内 一夫	市議会議員
	央 重則	市議会議員
	相原 和幸	市議会議員
学識経験者	村上 和仁	千葉工業大学先進工学部 生命科学科 教授
	◎五明 美智男	千葉工業大学先進工学部 生命科学科 教授
	朝倉 暁生	東邦大学理学部 生命圏環境科学科 教授
	今野 大輝	東邦大学理学部 生命圏環境科学科 准教授
	武村 武	日本大学生産工学部 環境安全工学科 教授
	佐藤 克己	日本大学生産工学部 土木工学科 教授
その他市長が 必要と認めた者	吉岡 敏江	習志野市医師会 医師
	本多 武雄	連合町会長(秋津)
	桜丘 けい子	習志野商工会議所 女性会 会長
	梓澤 キヨ子	習志野商工会議所 女性会
	渡邊 勇	千葉みらい農業協同組合 理事
	有田 和實	NPO法人 樹の生命を守る会 樹木医
	香取 裕子	公募委員
	三浦 由久	公募委員
	佐伯 直人	公募委員

◎:会長 ○:副会長



令和5年1月 発行：習志野市 編集：公園緑地課  
〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号  
電話：047-451-1151（代表）